

内水ハザードマップ作成の手引き (案)

平成18年3月

国土交通省都市・地域整備局下水道部

はじめに

近年、市街化の進展や集中豪雨の増加等に伴い、下水道の雨水排水能力を上回る雨水流出が頻繁に生じている。また、都市部への資産集中や地下空間利用の進展等都市機能の高度化が進むことにより、浸水に対する都市の被害ポテンシャルは増大している。

そこで、近年の集中豪雨にいかに対応していくか、いかに安全で安心な社会を形成していくか、今後の下水道の都市浸水対策のあり方が問われ、平成16年12月に下水道政策研究委員会のもとに設置された浸水対策小委員会により検討が進められ、平成17年7月に「都市における浸水対策の新たな展開（以下、提言という。）」として示されたところである。

提言では、時間と財政的制約の中で、緊急かつ効率的に浸水被害の軽減を図るためには施策の転換が必要であるとし、「ソフト・自助の促進による被害の最小化」が都市における浸水対策の基本的方向性の一つとして位置づけられている。すなわち、緊急的に浸水被害を軽減するためには、行政による浸水対策、いわゆる公助としてハード対策の強化を着実に進める一方で、住民自らの災害対応、いわゆる自助を促進することにより、被害の最小化を図ることが重要である。

効果的に自助を導くためにはソフト対策が重要であり、「内水ハザードマップ」による住民の視点からのわかりやすい情報発信を行うことにより、内水による浸水に関する情報及び避難に関する情報等を積極的に住民に提供し、平常時から住民自身の自助意識・防災意識の向上を図ることが必要となる。

内水による浸水は、洪水ハザードマップが対象とする河川の破堤や溢水による浸水よりも発生頻度が高く、市民生活・企業活動にも密接な係わりを持っており、近年では、水害被害額においても、内水による被害の割合が大きいなど、社会経済的な観点からも「内水ハザードマップ」の重要性が高まっているところである。

提言を踏まえた、公助・自助により緊急かつ効率的に浸水被害を改善するための総合的な浸水対策計画を立案するための考え方については、東京大学古米教授を委員長とする「下水道都市浸水対策技術検討委員会」により「下水道総合浸水対策計画策定マニュアル（案）」としてとりまとめられ、その中においても「内水ハザードマップ」の作成及び公表が重要なソフト対策として位置づけられている。

本手引きは、「内水ハザードマップ」の作成及び公表に関する事項について、「内水ハザードマップ作成の手引き検討会」のもとで議論を重ね、「下水道都市浸水対策技術検討委員会」の審議を経てとりまとめた技術的参考資料である。本手引きが、都市における浸水対策として、住民の自助の促進の一助となることを期待する。

平成18年3月

国土交通省都市・地域整備局下水道部
部長 江藤 隆

内水ハザードマップ作成の手引き検討会

(アドバイザー)

片田 敏孝 群馬大学工学部建設工学科教授

(委員)

久本 洋二 東京都下水道局計画調整部計画課 基本計画主査

服部 茂 名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課
主幹（緊急雨水整備計画担当）

城居 宏 大阪市都市環境局下水道部 雨水対策担当課長

中村 徹立 国土交通省国土技術政策総合研究所危機管理技術研究センター
水害研究室 室長

管谷 悌治 国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部
下水道研究室 主任研究官

竹島 睦 国土交通省河川局治水課 企画専門官

加藤 裕之 国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課 企画専門官

石橋 良啓 国土交通省都市・地域整備局下水道部流域下水道計画調整官

石川 高輝 （社）全国上下水道コンサルタント協会 技術委員長

(事務局)

松本 実 国土交通省都市・地域整備局下水道部流域管理官付 水害対策係長

梶川 努 （社）全国上下水道コンサルタント協会

苧木新一郎 （社）全国上下水道コンサルタント協会

吉本健太郎 （社）全国上下水道コンサルタント協会

加藤 雅夫 （社）全国上下水道コンサルタント協会

目 次

第1章 総説	
1.1 目的	2
1.2 定義	2
1.3 適用範囲	3
1.4 対象とする浸水	3
1.5 内水ハザードマップの必要性	5
1.6 用語定義	6
第2章 内水浸水想定区域図の作成	
2.1 基本事項	8
2.2 基礎調査	10
2.3 排水区域の特徴分析	12
2.4 浸水シミュレーション対象区域の設定	12
2.5 浸水シミュレーション手法の選択	13
2.6 対象降雨の設定	15
2.7 放流先河川等の水位設定	16
2.8 対象区域・施設のモデル化	17
2.9 シミュレーションモデルの検証、浸水シミュレーションの実施	18
2.10 内水浸水想定区域の設定	18
2.11 浸水深の表示	19
2.12 データの保管	20
第3章 内水ハザードマップの作成	
3.1 内水ハザードマップの作成	22
3.2 基本事項の検討	23
3.3 記載項目	24
3.4 共通項目：浸水に関する情報	27
3.5 共通項目：避難に関する情報	31
3.6 地域項目：災害時活用情報	37
3.7 地域項目：災害予防情報	45
3.8 地域項目：災害学習情報	48
3.9 作成範囲	52
3.10 縮尺と形態	53
3.11 住民等からの意見の反映	55
3.12 他計画との整合	56

第4章 内水ハザードマップの公表	
4.1 公表方法	63
4.2 留意事項	66
第5章 記載内容の更新	
5.1 記載内容の更新	72
内水ハザードマップ作成に参考となる図書等	73
事例集	75

第1章 総説

- 1.1 目的
- 1.2 定義
- 1.3 適用範囲
- 1.4 対象とする浸水
- 1.5 内水ハザードマップの必要性
- 1.6 用語定義

1.1 目的

本手引きは、浸水被害を緊急かつ効果的に軽減するため、住民の自助を導くためのソフト対策として「内水ハザードマップ」の作成及び公表を促進し、水災による被害の最小化を図ることを目的とし、その作成及び公表に関し基本事項等を定めたものである。

【解 説】

近年では市街化の進展や集中豪雨の増加に伴い、下水道の雨水排水能力を上回る雨水流出が頻繁に生じている。また、都市部への資産集中や地下空間利用の進展等都市機能の高度化が進むことにより、浸水に対する被害ポテンシャルは増大している。

このような状況を緩和するには、将来にわたってハード対策を着実に推進し、起こりうる水災を未然に防止するとともに、緊急的に浸水被害を軽減するためには、内水による浸水情報と避難方法等に係る情報を、住民にわかりやすく事前に提供し、平常時からの防災意識の向上と自発的な避難の心構えを養い、自助を促進することにより水災による被害の最小化を図る必要がある。

これらのソフト対策を推進するためには、内水ハザードマップは、極めて有効な方策である。このため、内水ハザードマップの作成にあたっては、住民の立場に立ち、住民が円滑かつ迅速な避難行動等をとるために必要な情報を選択し、わかりやすく記載するよう心がける必要がある。

なお、本手引きについては、適宜見直しを行っていくこととする。

1.2 定義

本手引きにおいて「内水ハザードマップ」とは、内水による浸水に関する情報及び避難に関する情報等を住民にわかりやすく提供することにより、水災による被害の最小化を目的として作成され、避難・誘導ガイドとしての機能のほか、住民の自助を促す機能等を有するものをいう。

【解 説】

内水ハザードマップは、地域の既往最大級の降雨や他地域での大規模な降雨等の下水道の雨水排水能力を上回る降雨が生じた際に、下水道及びその他排水施設の能力不足や河川の水位上昇に伴い当該雨水を排水できない場合に浸水の発生が想定される区域等の浸水に関する情報や、避難場所、洪水予報・避難情報の伝達方法等の避難に関する情報を記載したものであり、このような避難・誘導ガイドとしての機能のほか、地下室への止水板・土のうの設置等、住民の自助を促す機能、適正な土地利用を促す機能等を有するものである。

一方、洪水ハザードマップは、人命及び経済活動等に甚大な影響を及ぼす河川氾濫、主に破堤、溢水で発生した氾濫による浸水発生時の円滑な避難行動や平常時からの防災意識の向上に活用されるものである。

1.3 適用範囲

本手引きは、内水による浸水被害が発生するおそれのある排水区域において、内水ハザードマップを作成する場合に適用する。

【解説】

本手引きは、内水による浸水被害が発生するおそれのある排水区域において、内水ハザードマップを作成する際に適用するものとするが、排水区域を有しない市町村においても内水による浸水被害を受ける可能性がある場合には、適用を妨げるものではない。

1.4 対象とする浸水

本手引きで対象とする浸水は、排水区域内において一時的に大量の降雨が生じた場合に、下水道及びその他の排水施設並びに河川その他の公共の水域に雨水を排水できないことにより発生する浸水とする。

なお、洪水ハザードマップは、河川の破堤や溢水に起因する浸水を対象としており、内水ハザードマップで対象とする浸水とは発生原因が異なるものであるが、これらの浸水は一連の降雨において時間の経過とともに発生する場合もあり、その関連性について住民に十分理解されるよう留意する必要がある。

【解説】

降雨によって発生する浸水シナリオとしては、表1-1に示すとおり、主として5つが考えられる。実際の浸水現象は、時間の経過とともに②から④、③から⑤に移っていく場合もある。このうち、本手引きで取り扱う内水による浸水被害とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道及びその他の排水施設若しくは河川その他の公共の水域に雨水を排水できないことにより発生する浸水被害であり、洪水ハザードマップが対象とする浸水シナリオ④及び浸水シナリオ⑤（下水道の雨水排水能力を上回る降雨による浸水も含む）のような河川の破堤、溢水による氾濫を伴うものや、「津波」や「高潮」によるものは含まれないものとする。したがって、仮に、時間の経過に伴いシナリオ③からシナリオ⑤に至る浸水の発生が想定される場合には、本手引きによって作成された内水ハザードマップはシナリオ③までの範囲で活用できるものであることに注意を要する。例えば、洪水ハザードマップが公表または今後作成される予定の市町村では、内水ハザードマップが対象とする浸水シナリオの範囲は、河川の破堤や溢水による氾濫が発生あるいはその発生が予想される時点までとなり、それ以降は洪水ハザードマップが住民の避難行動に活用されることなど、洪水ハザードマップとの関連性を平常時から住民に十分理解されるよう留意する必要がある。

表1-1 降雨の状況及び外水位の影響に基づく浸水シナリオ

浸水シナリオ	対象ハザードマップ	降雨の状況		外水位の影響	[シナリオ①：内水ハザードマップの対象]
		河川中上流	下水道排水区域		
①	内水	小雨	大雨	無	[シナリオ②：内水ハザードマップの対象]
②		<大雨	小雨	有	
③		<大雨	大雨	有	
④	洪水	大雨	小雨	有	[シナリオ④：洪水ハザードマップの対象]
⑤	(内水)	大雨	大雨	有	

1.5 内水ハザードマップの必要性

内水による浸水は、河川の破堤や溢水による浸水よりも発生頻度が高く、市民生活・企業活動にも密接な係わりを持っており、社会経済的な影響も大きい。そこで、緊急かつ効率的に浸水被害を軽減するためには、住民の視点からのわかりやすい情報提供により、住民の自助を促進することで被害の最小化を図ることが重要であり、効果的に自助を導くためのソフト対策として「内水ハザードマップ」の作成及び公表により、平常時から住民自身の自助意識・防災意識の向上を図ることが必要となる。

【解説】

内水による浸水は、洪水ハザードマップが対象とする河川の破堤や溢水による浸水よりも発生頻度が高く、市民生活・企業活動にも密接な係わりを持っており、住民の関心は高い。また、図2-1に示すとおり、近年では、河川の破堤や溢水等による浸水被害と同様、内水による被害も非常に大きな割合を占めることから、社会経済的な影響も大きなものである。

時間と財政的制約の中で、緊急かつ効率的に浸水被害を軽減するためには、行政による浸水対策、いわゆる公助としてハード対策の強化を着実に進める一方で、「ソフト・自助の促進による被害の最小化」を図ることが重要であり、住民自らの災害対応、いわゆる自助を促進することにより、被害の最小化を図ることが必要である。

そこで、効果的な自助を導くためのソフト対策として、「内水ハザードマップ」による住民の視点からのわかりやすい情報発信を行うことにより、内水による浸水に関する情報及び避難に関する情報等を積極的に住民に提供し、平常時から住民自身の自助意識・防災意識の向上を図ることが必要となる。

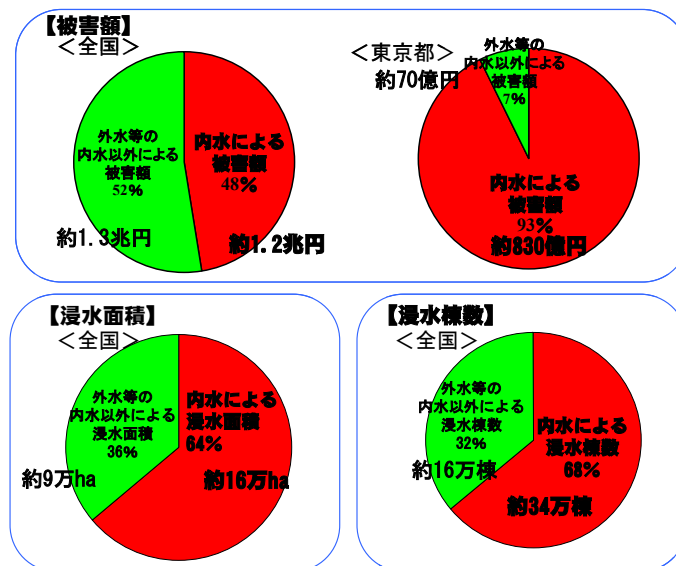


図2-1 内水による被害額の割合（出典：水害統計（平成6～15年の10年間の合計）より）

1.6 用語定義

本手引きで用いる用語をそれぞれ以下のように定義する。

内水

排水区域内において一時的に大量の降雨が生じた場合に、下水道及びその他の排水施設並びに河川その他の公共の水域に雨水を排水できないことにより地表面に溜まった水

内水浸水想定区域図

内水による浸水が想定される区域を示す図

水災

洪水や内水、暴風雨、豪雨等により被害が発生し、または発生のおそれのあるときで、特別な警防体制をもって対処する必要のある災害

排水区域

下水道法第2条第7号に規定する排水区域のうち、公共下水道により雨水を排除することができる区域

排水区

排水区域を排水系統別に分割した区域

洪水ハザードマップ

水防法第15条第4項に基づき作成され、洪水時の破堤等による浸水情報と避難方法等に係る情報を住民にわかりやすく示したもの

自助

住民もしくは施設管理者等が自身の責任において浸水被害を軽減するために行う活動で、止水板や土のうの設置、避難活動等をいう

共助

地域内の住民や施設管理者が協力し合うことによって浸水被害の軽減を図る活動等で、避難時の近所への呼びかけ、集団での避難活動のほか、平常時からの情報伝達訓練、側溝等の清掃活動等をいう

浸水シミュレーション

対象排水区に降雨があった場合に、その排水区の特性を反映した流出・氾濫現象を解析すること

第2章 内水浸水想定区域図の作成

- 2.1 基本事項
- 2.2 基礎調査
- 2.3 排水区域の特徴分析
- 2.4 浸水シミュレーション対象区域の設定
- 2.5 浸水シミュレーション手法の選択
- 2.6 対象降雨の設定
- 2.7 放流先河川等の水位設定
- 2.8 対象区域・施設のモデル化
- 2.9 シミュレーションモデルの検証、浸水シミュレーションの実施
- 2.10 内水浸水想定区域の設定
- 2.11 浸水深の表示
- 2.12 データの保管

2.1 基本事項

内水浸水想定区域図の作成に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 内水浸水想定区域図の作成は、標準フロー（別図）に示す手順を標準とする。
- (2) 内水浸水想定区域は、放流先河川の水位等が一定の条件のもとで、想定した降雨が発生した場合に浸水が想定される区域を示すものであり、想定を超える降雨が発生した場合または外水位が想定した条件と異なった場合等には、内水浸水想定区域外の区域においても浸水が発生しうるものである。
したがって、内水浸水想定区域でないことをもって、浸水の可能性が否定されるものではなく、内水浸水想定区域図の公表にあたっては、その旨について記載する等、十分な周知が図られる必要がある。
- (3) 次の事項に該当するときは、浸水シミュレーションを実施し、その結果に応じて内水浸水想定区域図の変更を行うものとする。

- ① 河川整備、下水道その他の排水施設等の整備の進捗により、内水浸水想定区域の大幅な変化が見込まれる場合
- ② 想定した降雨の変更により、内水浸水想定区域の大幅な変化が見込まれる場合
- ③ 土地利用の大規模な変更、大規模構造物の建設、地形の大規模な改変等により、内水浸水想定区域の大幅な変化が見込まれる場合
- ④ 技術の進歩等による地形測量や浸水シミュレーション解析等の精度の向上により、内水浸水想定区域の大幅な変化が見込まれる場合
- ⑤ その他必要と認められる場合

【解説】

内水浸水想定区域図は、想定した降雨が生じた場合に、浸水が想定される区域と、浸水した場合に想定される水深、その他必要な事項を示した図面である。本章は、その図面を作成するための標準的な内容を定めたものである。

なお、対象とする流域の個別特性を勘案し、本章で示している手法以外の手法を用いることを妨げるものではない。

(別図)

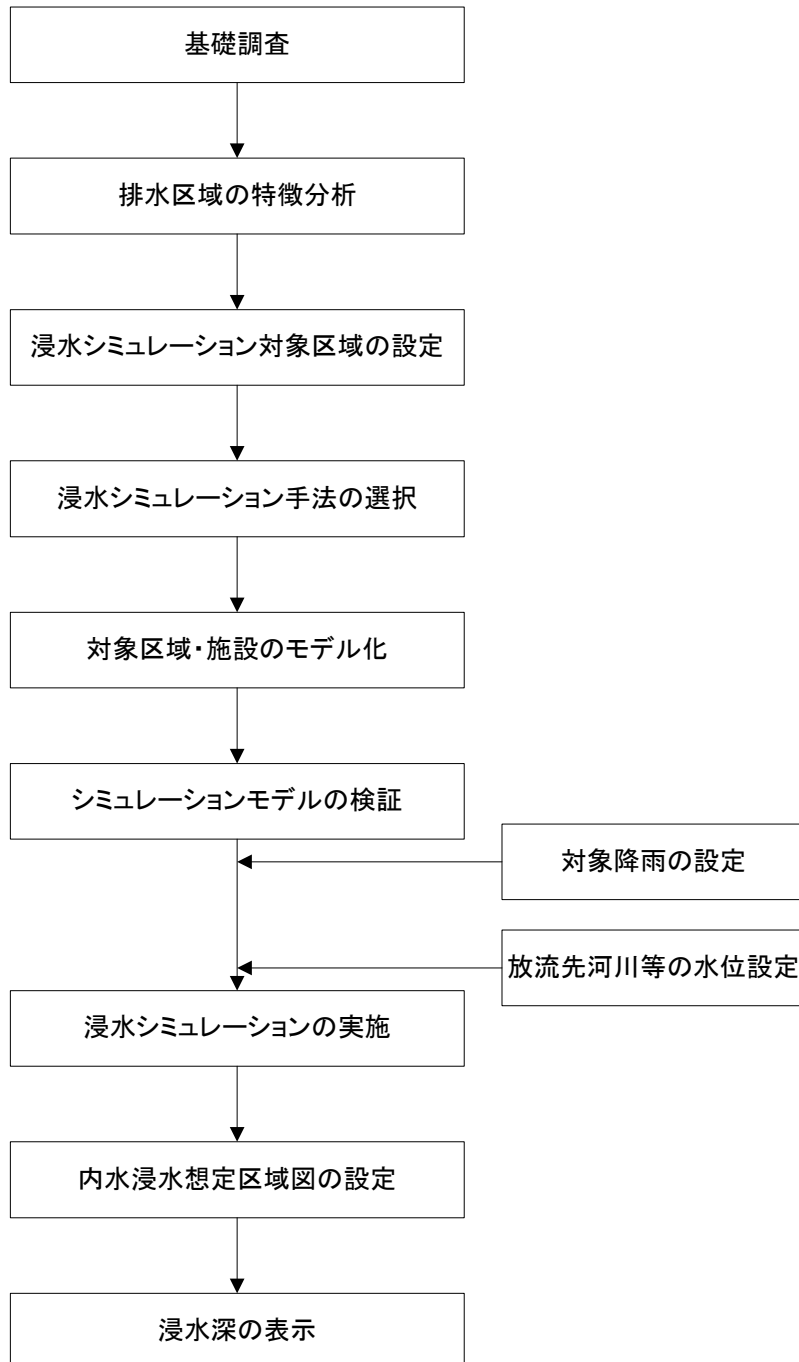


図2-1 内水浸水想定区域図作成の標準フロー

2.2 基礎調査

排水区域の特徴を分析するため、次の項目について調査を行う。

- (1) 浸水実績及び降雨観測データ
- (2) 地形、地盤高
- (3) 土地利用状況
- (4) 下水道等の排水施設
- (5) 下水道施設以外も含めた貯留・浸透施設
- (6) 放流先等の状況
- (7) その他

【解説】

基礎調査を実施する際には、以下の点について留意することが望ましい。

(1) 浸水実績及び降雨観測データ

解析にあたって必要となる浸水深及びその時間的変化を含めた浸水実績や、当該浸水時における下水道管きよ等排水施設内の水深及び流速等を、可能な限り収集することが望ましい。なお、欠損や欠測等によりデータの取得が困難な場合には、対象域近傍のデータや一般的な諸元の流用の可能性について検討するほか、必要に応じて新たに現地観測を行う。また、浸水実績は、土地利用形態、下水道等排水施設の整備状況等の条件に左右されることから、現況とほぼ同等の条件下における浸水実績及び浸水発生時の降雨データを収集することが望ましい。

(2) 地形、地盤高

浸水シミュレーションのモデル化に必要な地盤高データを、地形図、下水道マンホール部の地盤高、数値地図（国土地理院）等から整理する。また、これらより地表面の傾斜、低地部の有無を把握する。

なお、隣り合う排水区域や市町村との間の溢水移動の可能性、局所的窪地が存在する可能性がある場合は、必要に応じて現地調査や測量を行う。

(3) 土地利用状況

住宅地図、用途地域図、衛星画像等のリモートセンシングデータ、現地調査等により、浸透域の割合、建物の占有率、盛土構造物の有無等、現況の土地利用状況を把握する。

(4) 下水道等の排水施設

管きよの各種諸元、流下方向、集水区域等現況の排水系統及びポンプ施設について、下水道等の施設台帳、現地調査等により調査する。

(5) 下水道施設以外も含めた貯留・浸透施設

浸透ます、保全調整池等雨水貯留浸透施設の有無を確認する。必要に応じて、現地確認及びヒアリングを行う。

(6) 放流先等の状況

放流先や下流の河川の整備状況、過去の洪水時の水位ハイドログラフと降雨データ等を把握する。

(7) その他

必要に応じて、地下街、地下室の位置、入口の高さや避難時危険箇所（アンダーパス、土砂災害危険箇所等）を把握する。

表2-1 基礎調査における調査項目と収集資料一覧

調査項目	調査内容	収集資料
(1) 浸水実績及び降雨観測データ	排水区域における排水実績を把握する。 ●浸水時の諸条件（ポンプ施設等の操作実績、放流先水位の状況等） ●浸水の原因（外水、内水、他自治体からの浸水移動など） ●浸水被害の状況（浸水区域、浸水深・氾濫流速、床上・床下戸数、要避難人口、被害額、浸水頻度、その他） ●水防活動状況（土のう積み等の実施状況）	ポンプ施設・水門等の操作記録 放流先等の水位記録 浸水区域・浸水深・氾濫流速等の記録 既往の災害記録 被災時の施設整備状況 各種計画など 水防活動実施報告書
	浸水実績を有する降雨の実態を把握する。 ●時間的・空間的分布状況	観測所ごとの雨量資料 (10分雨量等の時系列データ)
(2) 地形・地盤高	雨水流出の特性（浸水特性）を把握する。 ●排水区域の全体的な地形の状況 ●局所的なくぼ地の有無 ●隣接自治体との高さ関係 ●浸水域を分断する盛土構造等の有無	都市計画図（1/2、500等） 国土基本図（国土地理院） 道路台帳 数値地図（メッシュ標高）など 下水道マンホール部の地盤高
(3) 土地利用状況	土地利用状況を把握する。 ●土地利用状況（浸透域の割合、建物の占用率等）	住宅地図 用途地域図 衛生画像等
(4) 下水道等の排水施設	現況の排水施設及びポンプ施設の状況を把握する。 ●管路施設整備状況（管径、管底高、延長、勾配、マンホール位置等） ●ポンプ施設等設備状況（排水能力、施設諸元、運転ルール等）	下水道管理台帳 ポンプ施設・水門等の管理台帳 ポンプ施設・水門等の操作規則
(5) 下水道施設以外も含めた貯留・浸透施設	貯留・浸透施設整備状況（貯留・浸透能力、施設諸元等）	貯留・浸透施設台帳など
(6) 放流先等の状況	放流先の河川等の状況を把握する。 ●河川整備状況（現況河道の平面・縦断・横断・計画諸元等） ●放流先の状況（放流先水位、吐口周辺の構造等）	河道図面（平面・縦横断図） 堤防等構造図 河川設備計画書
(7) その他	地下街等の状況を把握する。 ●地下街に関する情報（位置、規模、流入口（出入り口等）の構造、地下空間施設管理者、情報伝達体制等） ●避難時危険箇所（アンダーパス、土砂災害危険区域等）	消防計画書 施設管理会社資料（施工図面等） 地域防災計画書 水防計画書など

2.3 排水区域の特徴分析

基礎調査結果に基づいて、過去の浸水被害における地形、土地利用、既存施設の排水能力、放流先の能力等の関係を総合的に分析し、排水区域の特徴を把握する。

【解説】

地形、土地利用、既存施設の排水能力、放流先の能力等の関係については、過去の浸水被害の発生を以下の観点等から総合的に分析し、排水区域の特徴を把握することが必要である。

① 地形的要因

地表勾配、低地部の有無に注目し、地形的要因によるものかを検討する。

② 土地利用の変化

過去と現在の土地利用状況を比較し、急激な土地利用の変化によるものかを検討する。

③ 既存施設の排水能力

下水道における管きょ、ポンプ施設等の既存施設の排水能力を把握し、排水能力不足によるものかを検討する。

④ 放流先の状況

放流先河川の流下能力や、浸水発生時の放流先水位の背水の影響、またはポンプの運転調整に起因するものかを検討する。

2.4 浸水シミュレーション対象区域の設定

浸水シミュレーションの対象とすべき区域は、排水区単位を基本とするが、地形的な要因からの溢水の移動により他の排水区に及ぼすことが予想される場合または逆に他の排水区における溢水の影響を受けるような場合は、当該他の排水区を含めることを原則とする。

【解説】

他の排水区に及ぼすことが予想される場合または逆に他の排水区における溢水の影響を受けるような場合は、当該他の排水区を含めることを原則とすることとしているが、2以上の行政区域をまたがる場合も包含するものとする。

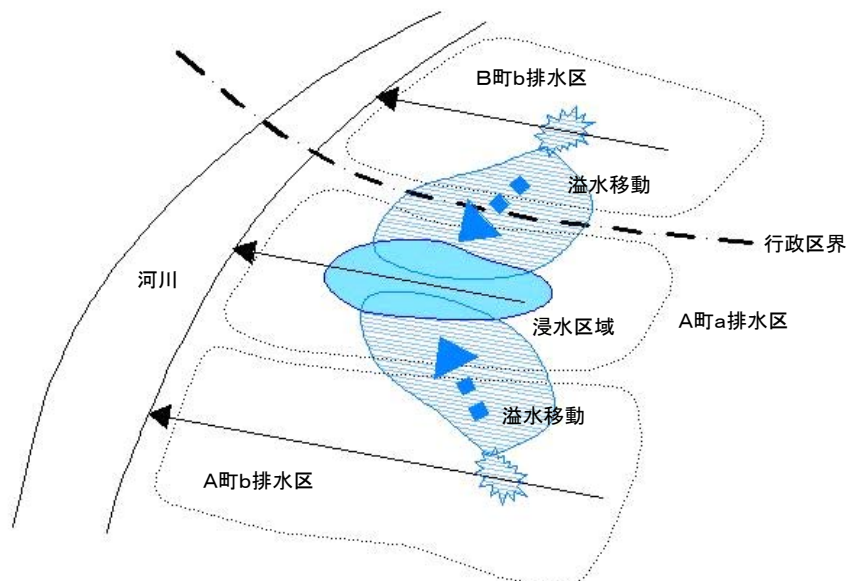


図2-1 氾濫流が行政区界を超える場合のイメージ

2.5 浸水シミュレーション手法の選択

都市域には、下水道施設をはじめとする排水施設や、雨水貯留浸透施設が既に整備されている場合が多い。そのため、これらの施設を十分に評価することが可能な浸水シミュレーション手法を選択する。

【解説】

浸水シミュレーションは、大きく「(1) 流出解析 (①降雨損失解析、②地表面流出解析)」及び「(2) 氾濫解析 (③管きょ内解析、④溢水解析、⑤地表面氾濫解析)」のプロセスを経て行う。

特に都市域においては、雨水対策を目的とした下水道等の施設が多く整備されていることから、「(2) 氾濫解析③管きょ内解析」の重要度が高い。雨水排除施設の整備状況等に応じて、適切な解析手法を用いることとする。

各プロセスにおける留意点を次に示す。

(1) 流出解析

① 降雨損失解析

くぼ地貯留、浸透、蒸発散による降雨の損失を考慮し、降雨量から地表面に流出する有効降雨量を算出する。またオンサイト貯留浸透施設を考慮する場合には、それら施設の有効降雨に対する調節効果も考慮し、算出する。

② 地表面流出解析

有効降雨が地表面を流れる経過を運動力学的に求め、雨水ます、マンホール等から管きょ・

排水路への流入量を算出する。

(2) 氾濫解析

氾濫解析を行う場合には、下水道等の排水施設の特徴を十分に表現でき、かつ地表面氾濫と一体的に解析が可能なモデルを活用することが必要である。なお、氾濫流が拡散的に伝搬する区域、マンホールからの溢水が伝搬し他のマンホールから管きよに再流入する区域等を対象とした解析を行う場合には、管きよ内と地表面の双方向の水理解析が可能なモデルの活用が求められる。

③ 管きよ内解析

地表面流出解析により算出された各流入地点でのハイドログラフを用いて、管きよの流れを解析する。

特に暗きよ内を解析する場合は、開きよと異なり管頂部に水面が達した瞬間に満管流れとなる。一般的に、開水路流れと満管流れとの遷移状態の解析は困難であり、また計算も不安定となるため、モデル毎に各種の工夫を施している。そこで、これら特徴を十分に把握した上で、目的に即したモデルの選定を行うことが重要となる。

また都市域では、下水道その他の排水施設や雨水貯留浸透施設が数多く整備されており、これらを適切に評価する必要があるため、これらの評価が可能なモデル[※]を用いることを原則とする。

※「流出解析モデル利活用マニュアル -2006年3月- (財)下水道新技術推進機構」、「都市域氾濫解析モデル活用ガイドライン (案) 国土技術政策総合研究所水害研究室」にて紹介されている「流出解析モデル」等

④ 溢水解析

開きよにおける溢水現象、暗きよにおいて満管流れになり動水勾配線が地表面を越えたマンホール部より溢水が生じる現象を解析する。

暗きよの場合、マンホール部の損失、マンホール部での水収支の取り扱い等、溢水量の算定を行う解析手法は既存の各モデルで異なっている。このため、モデルごとに異なる解析結果が生ずる可能性もあることを充分認識した上で、目的に即したモデルの選定を行う必要がある。

⑤ 地表面氾濫解析

管きよからの溢水に由来する氾濫水の地表面移動現象を解析する。

解析手法には、以下の手法がある。

I. 氾濫解析モデルによる解析手法

地表面をメッシュに区分し、メッシュ内に分布するマンホール部で管きよと接続して、

管きよ内解析と氾濫流を連動させた精度の高い解析手法の1つである。管きよの流下能力以上の雨水がマンホールから溢水し、地表面の勾配にしたがって流下・拡散する。

II. 流出解析モデルを応用した解析手法

流出解析モデルにおいて、管きよ内解析でモデル化した管きよ網の上部に、道路を水路と見立てた2条管・開水路モデルの他に、道路や道路両側の氾濫源を仮想貯留池・遊水池に見立てた仮想タンクモデルを構築することにより、氾濫水の地表面流れ（溢水移動現象）を解析する。管きよ内解析と氾濫流が連動した精度の高い解析手法の1つであるが、浸水現象の面的な広がりを表現するためには、道路網を細かにモデル化するほかに、非幹線道路網や道路両側の氾濫域を幹線道路にランピング（省略・統合化）する等の工夫が必要となる。適切なランピングによって、氾濫解析モデルによる解析手法と同等の精度を保ちつつ高速解析が可能となるが、ランピングを行う際には、面積や粗度係数等の諸元の幹線道路への統合化手法に工夫が必要であることに注意を要する。

なお、浸水シミュレーション手法の選択については、次の図書が参考となる。

- ・「流出解析モデル利活用マニュアル、2006年3月、(財)下水道新技術推進機構」
- ・「都市域氾濫解析モデル活用ガイドライン（案）—都市浸水—、平成16年11月、国土技術政策総合研究所 水害研究室」
- ・「氾濫シミュレーション・マニュアル（案）、平成8年2月、建設省土木研究所」等

2.6 対象降雨の設定

浸水シミュレーションにおいて設定する降雨は、対象となる排水区の特성에応じて設定する。

【解説】

近年、下水道の雨水排水能力を上回る降雨が多発しており、これにより内水による浸水被害が増加している。内水による浸水は、洪水による浸水に比べて、壊滅的な被害を与えることは少ないものの、都市機能の集中する地区や住宅密集地で発生した場合、その直接的な被害のみならず波及する影響は多大なものとなる。

このため、浸水シミュレーションにおいては、再度の災害防止や甚大な災害の未然防止の観点から、対象となる排水区の特性に応じて、例えば対象とする地域の既往最大降雨、他地域での大規模な降雨を設定する。なお、他地域の大規模な降雨を用いる場合には、地域性などを十分考慮し、当該排水区に降らせる降雨としての妥当性について検討する必要がある。

2.7 放流先河川等の水位設定

下水道その他の排水施設から河川その他公共の水域（以下「河川等」という。）へ雨水を放流する地点における当該河川の水位は、当該河川等の管理者に必要な協力を求めつつ、過去の浸水実績の特徴を十分に分析することにより見込むこととする。

【解説】

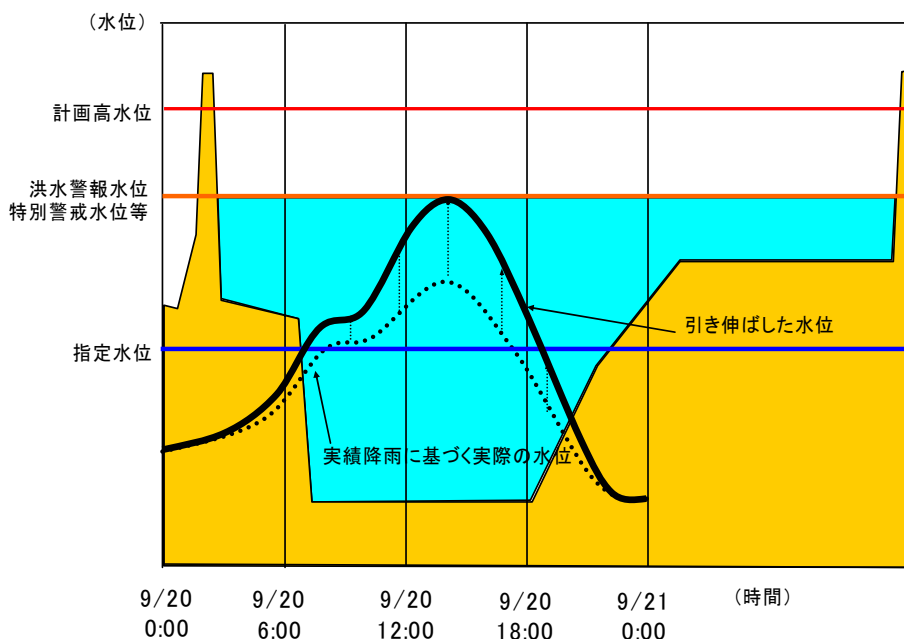
内水ハザードマップの作成においては、下水道の能力不足だけでなく、放流先河川等の水位上昇による浸水現象を対象とすることから、放流先河川等の水位の経時変化を設定する必要がある。

なお、対象とした実績降雨における放流先河川等の最大水位が低い場合には、実績水位を引き伸ばすことにより設定する。この場合、放流先河川等の最高水位は、河川等の破堤や溢水による氾濫を伴わない水位に設定する。放流先が洪水予報河川である場合には洪水警戒水位、水位情報周知河川である場合には、特別警戒水位を目安にすることも考えられる。

また、ポンプによる排水区においては、ポンプ運転調整が行われる可能性があることに留意し、一例として、放流先河川が最高水位となった時点でポンプ運転が停止する浸水シナリオによる内水浸水想定区域の検討を行うなど、ポンプ運転調整による内水浸水想定区域の設定を行うことも必要である。

なお、外水位（河川）の影響が大きな場合には、下水道と河川を統合的に解析できるモデルを採用するなど、内水の挙動をより詳細に再現することが望ましい。

図2-2 実績水位を洪水警戒水位等に引伸ばした例



2.8 対象区域・施設のモデル化

選択した浸水シミュレーション手法の特性に応じ、モデル化する下水道施設等の範囲等に留意する。

【解説】

対象区域・施設のモデル化は、下記に示すモデル化毎の留意点に応じて行う。

表2-2 モデル化毎の留意点

モデル化対象	留意点
地表面	管きよ等に流入するまでの地表面流の特性として、浸透域の割合、浸透能、くぼ地貯留、地表面粗度等の状況を反映する。 また、溢水の移動がある場合には、道路状況等についても必要に応じて反映する。
下水道管きよ、排水路等の流下施設	現況の主要な管きよ・河道等を対象としてモデル化する。また、浸水実績等を考慮し、必要に応じて細かなモデル化を行う。ただし、全ての下水道・排水施設のモデル化を行うことは現実的でないため、一般的にはランピングを行う必要がある。通常ランピングは、施設規模の小さい箇所（管径が小さい、集水域が小さい等）を対象に行うが、その際、省略するマンホール・管きよ等の諸元や遅れ時間が無視されるため、ランピングによって解析結果に実現象との乖離が生じないように注意する。 河道をモデル化する場合、断面形状の簡略化を図ることも考慮する。
ポンプ施設	排水能力、ポンプ性能曲線、起動-停止水位等の運転ルール等に留意する。
吐口	堰、ゲート等がある場合、これらの構造に留意する。 適切な境界条件（河川水位）を設定する。
貯留施設	貯留容量、形状、流入構造等に留意する。 オリフィス等がある場合、この構造に注意する。
浸透施設	浸透施設の浸透能等に留意する。

地表面、下水道等の排水施設等のモデル化に当たっては、下記の資料等を参照すること。

- ・「流出解析モデル利活用マニュアル -2006年3月- (財)下水道新技術推進機構」
- ・「氾濫シミュレーション・マニュアル (案) 平成8年2月 建設省土木研究所」

2.9 シミュレーションモデルの検証、浸水シミュレーションの実施

浸水シミュレーションは、構築したシミュレーションモデルの解析精度（再現性）を検証し、その精度を高めるようパラメータ等の調整（キャリブレーション）を行ったうえで実施する必要がある。また、パラメータ等の調整は、浸水域、浸水深等の実績または実測データとシミュレーションモデルの解析結果との比較検証を行い、解析値が実績または実測データと整合するよう行う必要がある。

【解説】

浸水シミュレーションを実施するにあたり、浸水域、浸水深等の実績または実測データとシミュレーションモデルの解析結果との比較検証を行い、解析値が実績または実測データと整合するよう解析に用いたパラメータ等の調整を行う。

管きよ、排水路等の流量、水位の実測データを用いれば、より精度の高いパラメータの調整が可能になることから、対象域におけるデータの取得状況や整理状況をあらかじめ把握しておくことが重要である。

また、シミュレーションモデルの検証では、降雨の時間的・空間的分布を考慮することで、浸水シミュレーションの精度を向上させることも重要である。

2.10 内水浸水想定区域の設定

内水浸水想定区域の設定に当たっては、浸水シミュレーションにより得られた結果を基に、地点ごとに浸水位が最も高くなる値をその地点の想定最大浸水位とし、隣接する地点間の浸水位の連続性や氾濫水の流下、拡散を左右する連続盛土構造物や微地形を考慮して内水浸水想定区域を設定する。

なお、内水浸水想定区域の設定に当たっては、地域における過去の浸水実績等に基づく浸水特性を考慮した上で、構造物や地形等の条件を加味するために必要な情報及び精度を有する地形図の利用を基本とする。

【解説】

内水浸水想定区域は、各地点の想定最大浸水位を基本に、過去の内水による浸水実績、鉄道、河川堤防、主要幹線道路の中央分離帯等連続盛土構造物、微地形を考慮した地形条件の影響を加味して範囲を設定する。

隣接する地点間の浸水位に大きな差がある場合には、地形条件等を考慮のうえ、浸水深を表示する段階で適宜補正する。

2.11 浸水深の表示

浸水した場合に想定される浸水深については、浸水深のランク別の等深線をもって表示する。浸水深のランク分けや表現については、地域の浸水の危険度等を考慮して設定するが、周知の対象となる住民に浸水情報が正確に伝わるようにわかりやすく統一されたものとする。

【解説】

浸水深のランクは、内水による浸水の特性を考慮して下表に示す浸水の目安を参考に、0～20cm未満、20～50cm未満、50cm～1m未満、1m以上の4段階を標準とする。

ただし、「1m以上」をさらにランク分けすることが適切と判断される場合は、洪水ハザードマップとの整合性に留意すること。これについては、「浸水想定区域図作成マニュアル」（平成17年6月国土交通省河川局治水課）を参照のこと。

表2-3 浸水の目安

浸水深	浸水の目安
20cm	概ね歩道が冠水しはじめる程度。
50cm	大人の膝までつかる程度。（床下浸水と床上浸水との境界付近の浸水深）
1m	大人の腰までつかる程度。

浸水深ランクの色分けは、下表に示す色見本を基本とする。

表2-4 浸水深ランク別の色見本

ランク	0～ 20cm未満※	20～ 50cm未満	50cm～ 1m未満	1m～
色見本 (CMYK)		Y50	Y30 C10	C20

（CMYKとは、印刷分野等で使用される色の表示方法。シアン、マゼンダ、イエロー、黒の4色の配合による。）
※浸水シミュレーションにおいて、浸水が発生しない場合も含む。

流出解析モデルによる浸水シミュレーションで得られた各地点の浸水深及び、地形図に示される標高や微地形等を参考に、浸水範囲及びランク別の等深線をフリーハンドで書き加える。

地理情報システムが備える等高線自動作成機能により等深線を自動で書き加え、微地形を判断して手作業で修正するといった方法も活用できる。

2.12 データの保管

浸水シミュレーション及び内水浸水想定区域図の作成等に使用・作成したデータについては、今後、内水浸水想定区域図を変更する可能性があることを考慮し、作成主体において保管する。浸水シミュレーションにおける計算モデル構築に必要なデータ等は、地理情報システム等で利用可能な形式で保管することが望ましい。

【解説】

内水浸水想定区域図の見直しを行う場合、浸水シミュレーションや内水浸水想定区域図の作成等に使用したデータとの継続性が必要なため、使用したデータは作成主体において適切な電子媒体として保管する。また、地下空間の管理者の避難計画の作成にあたっては、地表における水位の上昇速度が重要であることから時間経過ごとの浸水深の変化等に併せて提供できるよう浸水シミュレーションの過程を保存していくことが望ましい。

保管すべき主なデータは以下のとおりとする。

- ・ 使用した浸水シミュレーションモデルとバージョン
- ・ 地盤高データ等モデル化した地形情報
- ・ 下水道管きょデータ等モデル化した施設情報
- ・ 外水位、有効降雨、粗度係数データ等計算条件情報
- ・ 計算浸水位等浸水シミュレーション結果
- ・ 内水浸水想定区域図作成時の補正記録

また、浸水発生時には可能な限り現地観測を行い、データの蓄積を図ることも必要である。

第3章 内水ハザードマップの作成

- 3.1 内水ハザードマップの作成
- 3.2 基本事項の検討
- 3.3 記載項目
- 3.4 共通項目：浸水に関する情報
- 3.5 共通項目：避難に関する情報
- 3.6 地域項目：災害時活用情報
- 3.7 地域項目：災害予防情報
- 3.8 地域項目：災害学習情報
- 3.9 作成範囲
- 3.10 縮尺と形態
- 3.11 住民等からの意見の反映
- 3.12 他計画との整合

3.1 内水ハザードマップの作成

内水ハザードマップは、内水浸水想定区域図を基本資料として、関係部局が連携を図りながら作成するものとする。

【解説】

内水ハザードマップは、内水浸水想定区域図を基本資料として、その他避難に関する情報等と合わせて、関係部局が連携を図りながら作成するものとする。作成に当たっては、市町村地域防災計画や自主防災組織等が定める計画及び洪水ハザードマップ等からの情報並びに住民等からの意見が反映されるよう努めるものとする。

なお、内水浸水想定区域図の作成に時間を要する場合には、浸水実績を基にして内水ハザードマップを作成することも有効とする。

また、内水ハザードマップを作成する際に、「洪水ハザードマップ作成の手引き、平成17年6月、国土交通省河川局治水課」等、参考となる図書をP.71に整理している。必要に応じて、これらの図書も参考とされたい。

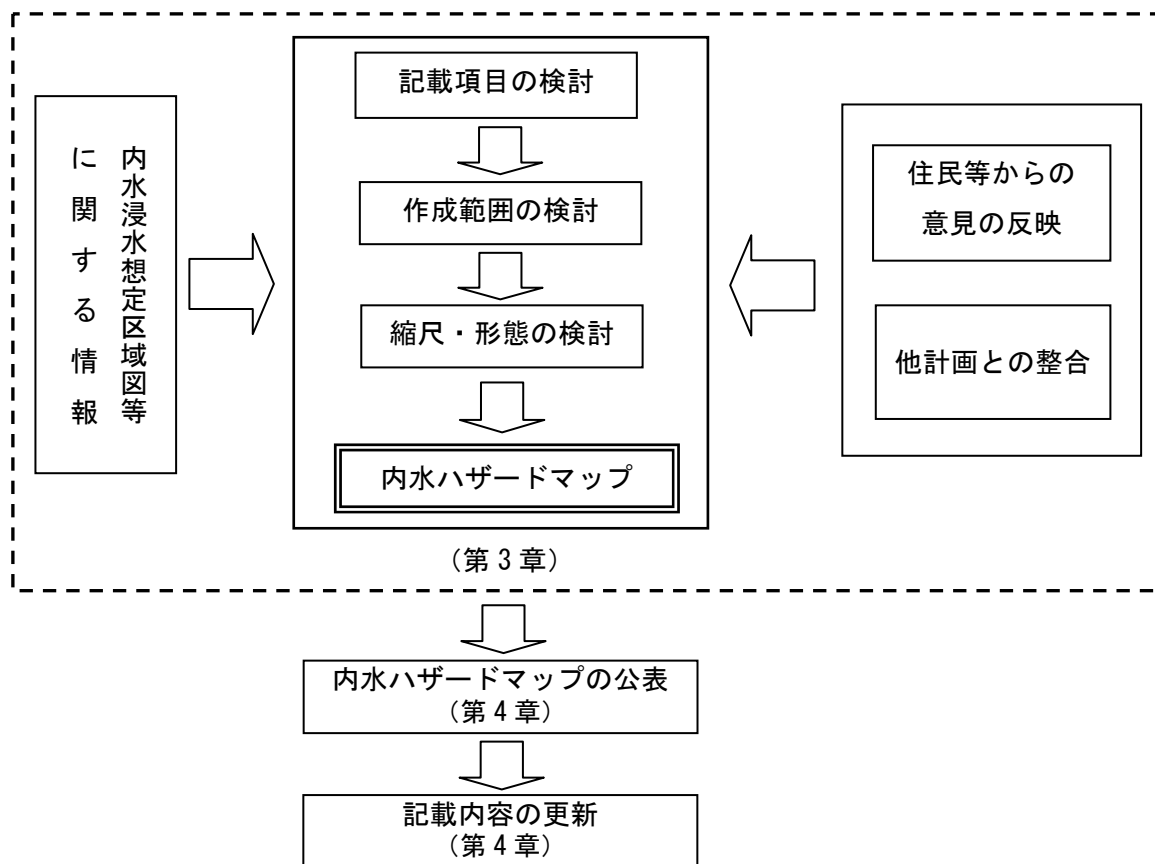


図3-1 内水ハザードマップの作成フロー

3.2 基本事項の検討

内水ハザードマップの作成に当たって検討する基本事項は、以下のとおりである。

- (1) 記載項目
- (2) 作成範囲
- (3) 縮尺と形態

【解 説】

内水ハザードマップは、内水浸水想定区域図を基本資料として作成するものであるが、その内容が住民等に十分理解され、浸水発生時に自らの生命や財産を守るために取るべき行動が具体的かつ的確に判断できるような情報として具備すべき要件を検討する必要がある。

その基本事項としては、以下の項目が挙げられる。

- (1) 内水ハザードマップに記載して住民に伝えるべき項目
- (2) 内水ハザードマップに表示すべき図面の範囲
- (3) 内水ハザードマップを見やすく、活用しやすくするための縮尺と形態

これらの基本事項については、洪水ハザードマップ等他計画との整合を念頭において検討するものとする。詳しくは、「3.7 他計画との整合」を参照されたい。

3.3 記載項目

内水による浸水発生時における住民等の自助を促進し、住民等が自主的に行動を起こすことができるようにするために必要と考えられる内水ハザードマップの記載項目は、全ての内水ハザードマップに原則として記載することが必要な共通項目と、地域の状況に応じて記載するかどうか判断すべき地域項目に分けられる。

(1) 共通項目

共通項目とは、内水ハザードマップに記載する必要最小限の記載項目をいう。ただし、避難に関する情報については、避難の必要がないと判断される場合は、記載しなくてもよいものとする。

- 1) 浸水に関する情報
- 2) 避難に関する情報

(2) 地域項目

地域項目とは、地域の特性に応じて浸水時に活用できる情報や、浸水を予防するのに役立つ情報、平常時に住民が水害に関する意識を高めるために役立つ情報をいい、地域特性に応じて記載項目の適否を判断する必要がある。

- 1) 災害時活用情報
- 2) 災害予防情報
- 3) 災害学習情報

【解 説】

(1) 共通項目について

内水ハザードマップは、内水による浸水情報と避難に関する情報を、人（受け手）の立場に立った情報として提供することを目的として作成するため、浸水の情報及び避難に関する情報を住民等にできるだけわかりやすく提供することが重要である。このため、内水ハザードマップに記載する共通項目としては、原則として下表に示す項目が必要となる。

ただし、避難に関する情報については、最大想定浸水深が概ね床下高未満*であって、内水浸水想定区域内に地下街・地下室等の地下施設が無い場合等、避難の必要がないと判断される場合は、記載しなくてもよいものとする。

また、表3-1に例示する記載内容については、地域特性等を考慮して必要に応じて選択し、内水ハザードマップに記載するものとする。

*床の高さは、直下の地面から45cm以上とすること（建築基準法施行令第22条）

表3-1 内水ハザードマップの記載項目（共通項目）

種別	記載項目	記載内容（例）
1) 浸水に関する情報	①内水浸水想定区域図	浸水範囲、浸水深、浸水位、浸水時間、流速等
	②浸水シナリオ	内水浸水想定区域図で想定する浸水シナリオ
	③内水浸水想定区域設定の対象降雨	総雨量、1時間最大雨量、1時間毎の雨量グラフ、生起年月日、観測場所等
	④放流先河川等の水位条件	河川の水位設定、水門閉鎖水位、ポンプ排水停止水位等
	⑤最新の気象情報等の入手先	気象予報・警報の内容、気象観測所の名称、降雨レーダー、河川水位、下水道幹線水位等観測所の名称、電話番号、ホームページアドレス、放送機関のチャンネル・周波数等
2) 情報避難に関する	①避難場所	避難施設名称、住所、電話番号、階数等
	②避難時危険箇所	開水路、アンダーパス、土砂災害警戒危険区域等
	③洪水予報、避難情報の伝達方法	洪水予報、水位情報、避難準備、避難勧告等の伝達経路と伝達手段等
	④避難勧告等に関する事項	避難勧告等の発令基準、発令の参考となる情報等

(2) 地域項目について

地域項目とは、地域の特性に応じて浸水時に活用できる情報や、浸水を予防するのに役立つ情報、平常時に住民が水害に関する意識を高めるために役立つ記載項目をいい、内水ハザードマップの理解を深め、自助の促進に資する情報について、地域の特性に応じて、その必要性を判断し、記載する必要がある。地域項目として記載する項目を下表に示す。

表3-2 内水ハザードマップの記載項目例（地域項目）

種別	記載項目	記載内容（例）
1) 災害時活用情報	①過去の浸水実績	浸水範囲、浸水深、浸水時間、浸水被害状況（床上浸水、床下浸水、道路冠水）、浸水時の降雨実績、浸水年月日等
	②地下街・地下室等の情報	地下街の位置、アンダーパス（下越道路）の位置
	③自助に関する事項	土のう、止水板、災害時準備品等
	④共助に関する事項	災害時要援護者施設名称、所在地、災害時要援護者避難支援プラン、自主防災組織活動等
	⑤ポンプ施設の情報	ポンプ施設位置、ポンプ排水区域、ポンプ排水停止河川水位等
	⑥その他	
2) 災害情報	①適正な土地利用への誘導	低地盤地区、地下室設置時留意事項、盛土等建築時の工夫
	②貯留・浸透施設の設置に関する事項	自治体設置施設位置、規模、各戸対策施設の紹介、助成制度、優遇措置等
	③その他	交通・生活関連情報等
3) 災害学習情報	①水害の発生メカニズム、地形と氾濫形態	洪水、浸水の起こり方、水門操作、ポンプ運転、地表面流、水害写真等
	②下水道の役割	下水道の目的、排除方式、機能等
	③下水道整備状況、整備計画	都市浸水対策達成率、雨水整備計画、整備後の効果等

3.4 共通項目：浸水に関する情報

浸水に関する情報は、住民等に浸水の範囲とその深さ等が設定条件とともに適切に理解され、住民等が、自ら浸水に関する情報収集を行い、避難等の自助行動を取るための適切な判断が可能となるような情報について記載するものとする。

浸水に関する情報としての記載項目は、以下のとおりである。

- ① 内水浸水想定区域図
- ② 浸水シナリオ
- ③ 内水浸水想定区域設定の対象降雨
- ④ 放流先河川等の水位条件
- ⑤ 最新の気象情報等の入手先

【解 説】

浸水に関する情報として、対象とする浸水シナリオ及び対象とする降雨並びに放流先河川等の水位条件等の設定条件を明記することにより、浸水シミュレーションに基づく内水浸水想定区域及び浸水深等が、住民等に適切に理解されるよう努める。

住民等が、自ら最新の気象情報等を積極的に収集し、自らの判断で危険性の認知や避難等の自助行動を取るといったような自助意識を醸成することを念頭に、記載する情報を十分に検討する必要がある。

① 内水浸水想定区域図

内水浸水想定区域図に関する情報として、浸水範囲及び浸水深を内水ハザードマップに記載する。浸水深の表示例については、「3.10 縮尺と形態」【解 説】の凡例の事例を参照されたい。その他の記載項目として浸水位を表示することも有効である。これにより、住民が浸水位を参考に宅地の高さの設定することが可能となる。

なお、浸水時間は、浸水深の情報と合わせて見ることにより、避難すべきか一時的に待避すべきかを判断するための情報であるので記載することが望ましい。

また、地表勾配の大きな地形では、水深が浅くても流速が大きいため歩行が困難になる場合があるので、避難できるかを判断する目安として流速を表示することも効果的である。

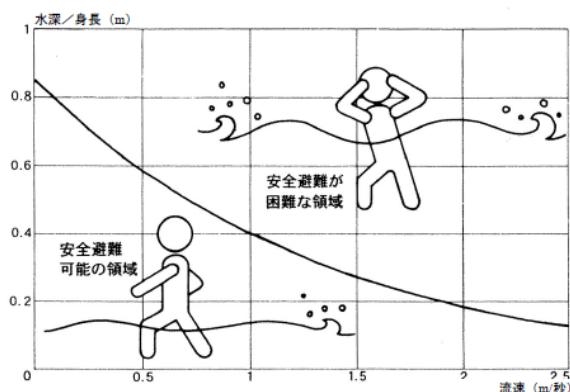


図3-2 避難時に水中歩行できる領域

(出典：地下空間における浸水対策ガイドライン同解説〈技術資料〉)

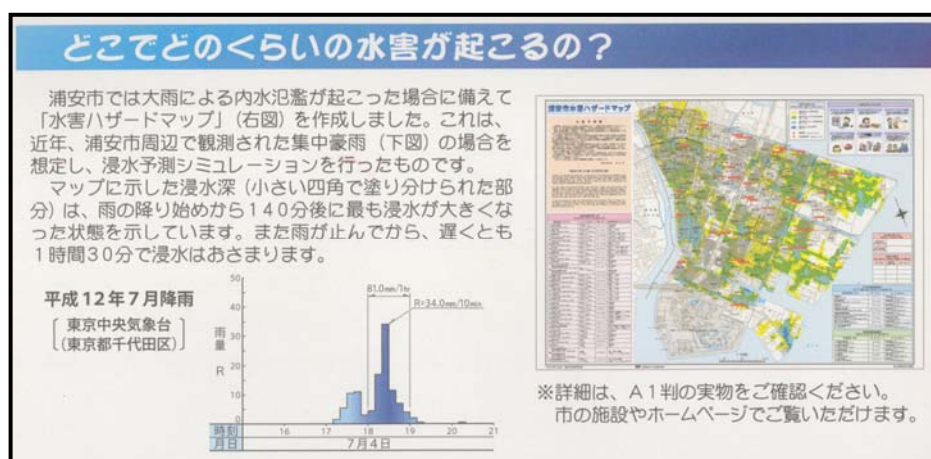


図3-3 浸水時間の記載例 (出典：浦安市水害ハザードマップ)

② 浸水シナリオ

内水浸水想定区域図作成の前提となる浸水シナリオを記載するものとする。例えば、内水浸水想定区域図では、下水道の雨水排水能力を上回る降雨の場合や、河川に放流できない場合を想定していることを明示する。また、河川の破堤や溢水は想定していないことも明示する。ただし、実際の降雨規模や降雨継続時間によっては、想定しているシナリオから洪水ハザードマップで想定している浸水シナリオに移行する恐れがあることについて、住民に十分に理解されるよう記載する必要がある。

③ 内水浸水想定区域設定の対象降雨

内水ハザードマップの基本資料である内水浸水想定区域設定の対象降雨について、例えば当該地域における既往最大級の降雨であるか、他地域での大規模な降雨であるかを明示する必要がある。なお、対象降雨の規模（総雨量、1時間最大雨量等）が住民に容易に理解されるよう、1時間ごとの雨量グラフで表示し、下水道計画降雨と対比して示すなど、効果的な記載方法を検討すること。

また、設定した対象降雨と異なるパターンの降雨が発生し、実際の浸水範囲や浸水深が内水浸水想定区域図と異なる場合があることについても記載しておく必要がある。

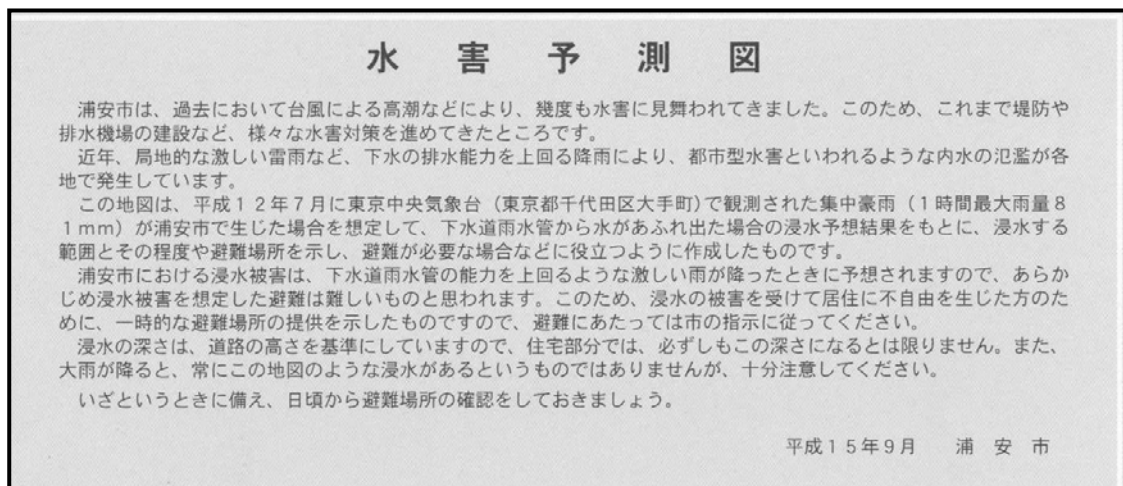


図3-4 対象降雨の説明文事例（出典：浦安市水害ハザードマップ）

④ 放流先河川等の水位条件

内水浸水想定区域の設定における放流先河川の水位設定の考え方や水門閉鎖水位、ポンプ排水停止水位等についても記載しておくことが望ましい。

⑤ 最新の気象情報等の入手先

行政からの情報を待つだけでなく、住民等が自ら積極的に情報収集を行うことを促進することが重要である。特に、住民に自らの意思で行動し、自分の身は自分で守るという自助意識の醸成のためにも、住民等が容易に最新の気象情報等を得られるよう、その入手先を内水ハザードマップに記載しておくことが重要である。

また、局地的な集中豪雨など降雨量が空間的に大きく偏る場合もあることから、大雨注意報、洪水注意報、大雨・洪水警報等の発令基準を示すとともに、住民自らが実際の降雨状況から当該地域の降雨量を推測し、適切な自助活動が可能となるよう、発令基準、1時間雨量、予報用語等と人の受けるイメージの関係について整理し、それらの情報を「災害学習情報」として記載しておくことも効果的である。

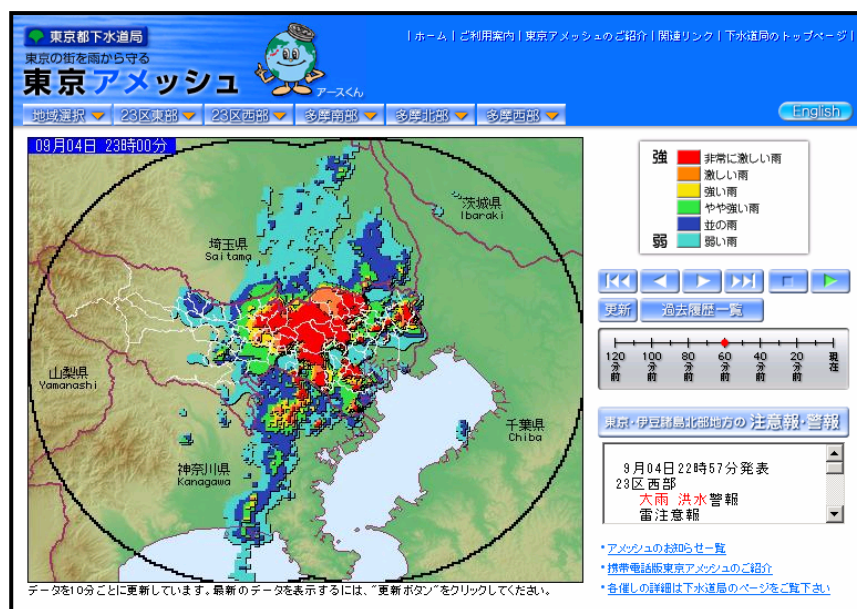
水防法に基づく洪水予報河川や水位情報周知河川においては、洪水ハザードマップに関連した気象情報や避難に関する情報等の伝達についての整備が進められているが、その他の中小河川等の流域に位置する排水区域での浸水情報の伝達については、比較的整備が遅れている。近年は、下水道施設の管理を目的として設置された雨量計、水位計、流量計、監視カメラ等の情報をテレメータやインターネット及び下水道光ファイバーを利用して、リアルタイムで収集することが可能となっていることから、これらの最新の気象情報等を広く地域住民に提供するとともに、河川、道路、水防関係者、ライフライン機関等とも相互に情報交換を図ることにより、内水浸水に関する情報提供の充実を図る必要がある。

最新の気象情報等の入手先として記載するものとしては、以下のものが考えられる。

- ・気象観測所の位置、名称、電話番号、ホームページアドレス
- ・降雨レーダーデータ、河川水位、下水道幹線水位等の観測所の位置、名称、電話番号、ホームページアドレス
- ・テレビ局、ラジオ局のチャンネル、周波数

一時間雨量	10～20ミリ	20～30ミリ	30～50ミリ	50～80ミリ	80ミリ以上
予報用語	やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
人の受けるイメージ	ザーザーと降る	どしゃ降り	バケツをひっくり返したように降る	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	息苦しい圧迫感恐怖を感じる
人への影響	跳ね返りで足元がぬれる	傘をさしていてもぬれる		傘は全く役に立たなくなる	
屋内(木造)	話し声が良く聞き取れない	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく			
屋外の様子	地面一面に水たまりができる	道路が川のようになる	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる		
車に乗っていて		ワイパーを速くしても見づらい	高速走行時車輪と路面の間に水膜が生じ、ブレーキが効かなくなる	車の運転は危険	
災害の発生状況	・この程度の雨でも長く続く時は注意が必要	・側溝や下水小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる	・山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要 ・都市では下水管から雨水があふれる	・都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある ・マンホールから水が噴出する ・土石流が起こりやすい ・多くの災害が発生する	・雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要
					

図3-5 雨の降り方の解説例(出典:名古屋の防火&防災)



ホームページアドレス: <http://tokyo-ame.jwa.or.jp/>

図3-6 気象情報の例(出典:東京都下水道局 東京アメツシュ)

3.5 共通項目：避難に関する情報

避難に関する情報は、内水浸水想定区域の特徴を踏まえ、一時的な待避による対応等柔軟な避難に関する情報や、住民等が適切なタイミングで避難・待避行動が取れるような避難に関する情報の伝達方法等について記載するものとする。

避難に関する情報としての記載項目は、以下のとおりである。

- ① 避難場所
- ② 避難時危険箇所
- ③ 洪水予報、避難情報の伝達方法
- ④ 避難勧告等に関する事項

【解説】

内水浸水想定区域は、水防法に基づく浸水想定区域とは浸水範囲及び浸水深等の浸水状況が異なる。このため、避難場所の設定に当たっては、市町村地域防災計画において定められた避難場所や、洪水ハザードマップが作成されている場合の避難場所との調整を図るとともに、一時的な待避による対応についても検討する必要がある。また、住民等が避難行動を取る際に危険な箇所の存在や、避難の際の留意事項についても記載する必要がある。

なお、避難勧告等の避難に関する情報については、どのような状況の時に避難に関する情報が、どのような経路で伝達され、その際に住民がどのように行動すればよいか、十分理解されるよう具体的に記載する必要がある。

① 避難場所

避難場所の記載に当たっては、内水浸水想定区域図や過去の浸水実績等の情報から、避難場所としての適用性や、必要に応じた一時的な待避による対応等の検討を行う必要がある。

I. 避難場所としての適用性の検討

内水ハザードマップへの避難場所の記載に当たっては、内水浸水想定区域図に表示された区域及び浸水深の情報や、避難場所までの移動時間や避難経路上の障害物の有無を考慮し、避難場所としての適用性を検討する。

市町村地域防災計画において定められた避難場所は、主に地震災害を想定して指定されている場合が多いため、内水浸水想定区域内に、既に避難場所が設定されている場合には、想定される浸水の情報と避難場所としての妥当性について、防災部局等の関係部局に情報を提供し、調整を図る必要がある。

また、隣接する市町村に、より適切な避難場所が存在する場合は、隣接する市町村と連携し、避難場所として設定する等柔軟な対応を図ることが必要である。

なお、避難場所の選定に当たっては、浸水シミュレーションによる浸水深、流速等を確認

し、浸水深に応じた避難時利用可能階を設定する等の柔軟な対応も必要である。内水による浸水であっても大きな流速が想定され、外力に対する建物の堅牢性や転倒・滑動について照査が必要な場合は、「津波・高潮ハザードマップマニュアル、平成17年6月、内閣府政策統括官（防災担当）他」を参考とされたい。

II. 一時的な待避

内水浸水想定区域内であっても、マンション・ビル等の堅牢かつ高層な建築物であれば、想定される浸水深以上の上層階を一時的な待避場所として活用できる。ただし、浸水が長時間に及ぶと予想される場合には、一時的な待避場所ではトイレや食料品の確保が困難となる恐れがあることも留意しておく必要がある。

公的施設以外で一時的な待避場所として活用することが有効な場合は、あらかじめ建物の所有者との調整を行い、その建物を一時的な待避場所として指定しておくことが望ましい。

また、避難のための十分な時間が確保できない場合や、浸水深が既に50cmを上回っている（膝上までの浸水）場合の避難行動は、危険を伴うことに留意すべきである。そのような場合は、予定された避難場所に避難することが必ずしも適切ではなく、自宅の2階への待避や近隣の安全な建物への避難等、状況に応じて柔軟に対応すべき旨を記載しておくことは、避難時の事故防止を図るうえで重要である。

なお、浸水深と住宅高さの関係は概ね以下のとおりであり、避難場所へ避難すべきか自宅の2階や近くの高所等に待避すべきか判断する目安となる。これら一時的な待避や状況に応じた柔軟な対応の必要性については、「自助に関する事項」等で示しておくことが望まれる。

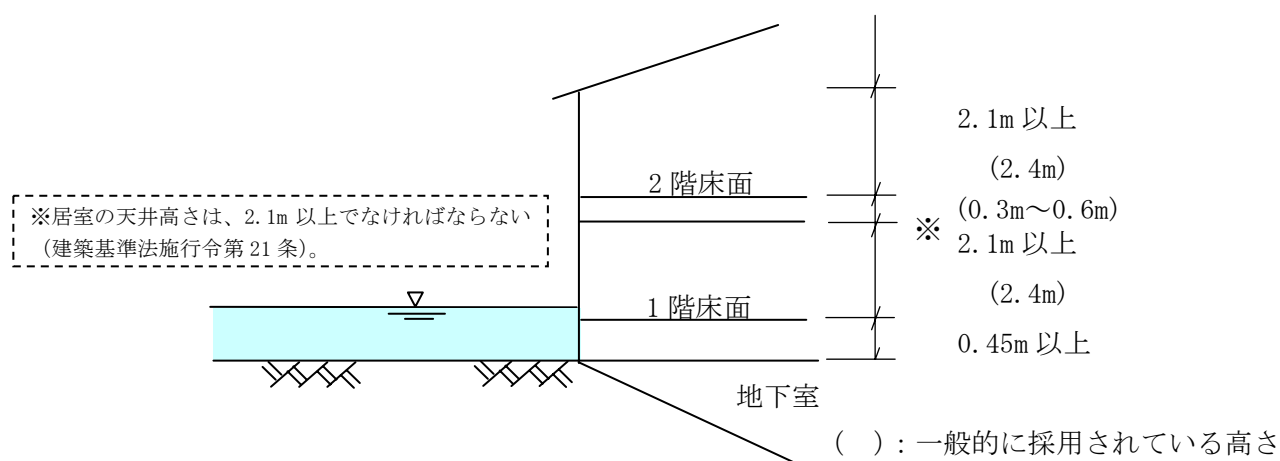


図3-7 浸水深と住宅高さの関係

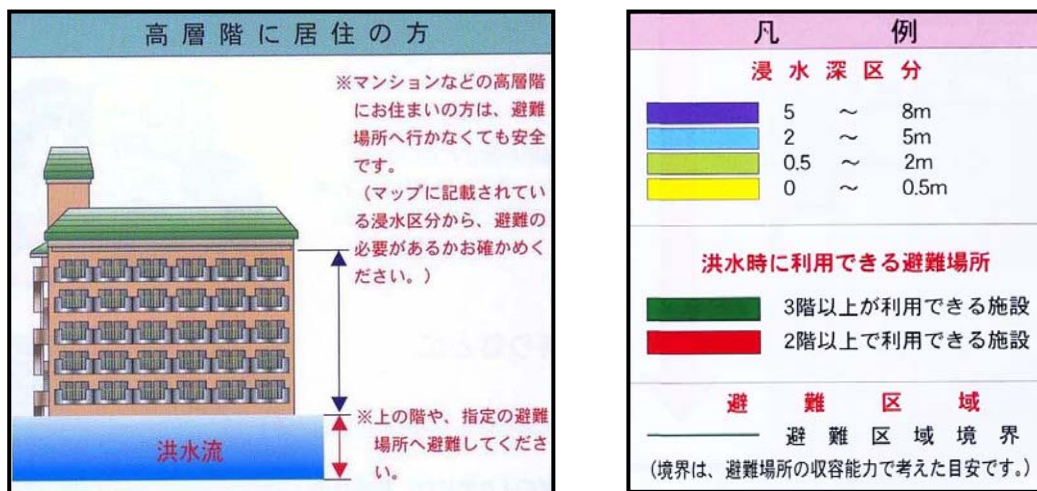


図3-8 避難場所の表示例 (出典：幸手市洪水避難地図)

② 避難時危険箇所

住民が避難を行う際に危険が及ぶことが想定される箇所については、避難時危険箇所として示しておく必要がある。浸水時には、道路と開水路の区別が困難であり、水路に転落する危険性や、下水道管への急激な大量の雨水の流入と管内の空気圧力によってマンホール蓋が浮き上がる現象により、マンホール構内に転落する危険性が高い。また、過去の出水で通行止めになった道路や冠水して通行できなくなる恐れがあるアンダーパス（下越道路）も危険箇所として注意が必要である。

その他、急傾斜地崩壊危険区域等の土砂災害警戒危険区域をはじめ、避難の際に、浸水以外の災害が発生する恐れのある箇所については、内水ハザードマップに記載しておくことが望ましい。

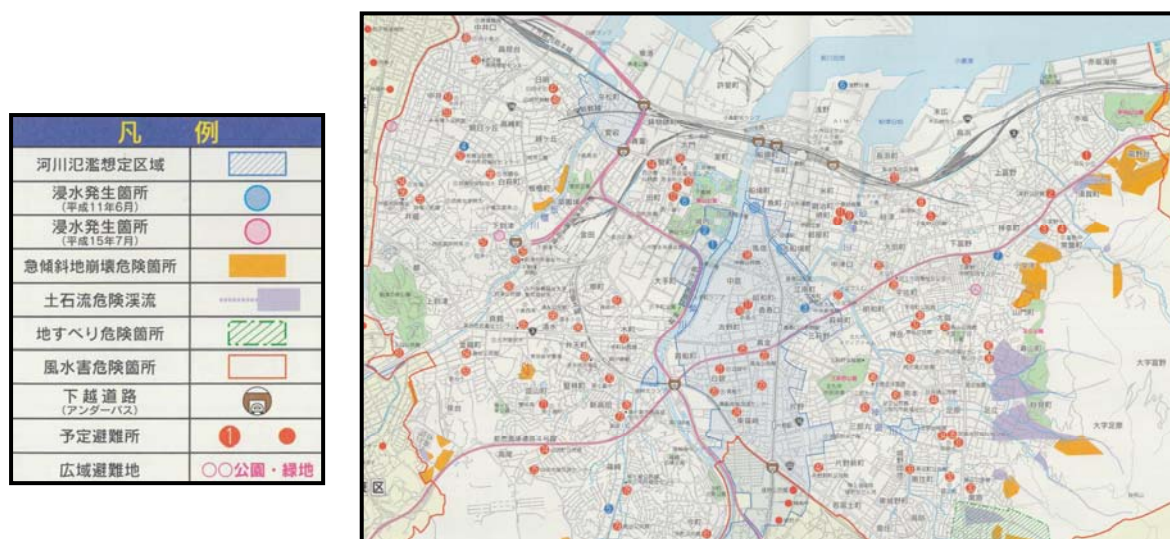


図3-9 危険箇所の表示例

(出典：北九州市洪水避難地図防災情報マップ 小倉北区版)

③ 洪水予報、避難情報の伝達方法

洪水予報や水位情報、避難情報（避難準備、避難勧告、避難指示）の発信元から住民までの伝達経路と伝達手段を示す。水災による被害の最小化を図るには、住民等が状況を理解し、取るべき行動を適切に判断できるための情報を、正確かつ確実に時機を得て伝達することが重要である。特に、ポンプ施設の近くでは、ポンプ運転が停止した場合に短時間で浸水深が増加する恐れがあることから、住民等への確実な情報伝達が求められる。

伝達経路及び伝達方法については、複数の伝達経路から異なった情報が伝達されることのないよう、伝達経路を明確に設定した上で、降雨時の状況を想定しながら伝達情報の性格や地域特性に応じて複数の手段を組み合わせる等、特に災害時要援護者等への確実な伝達方法を具体的に定めておくことが重要である。

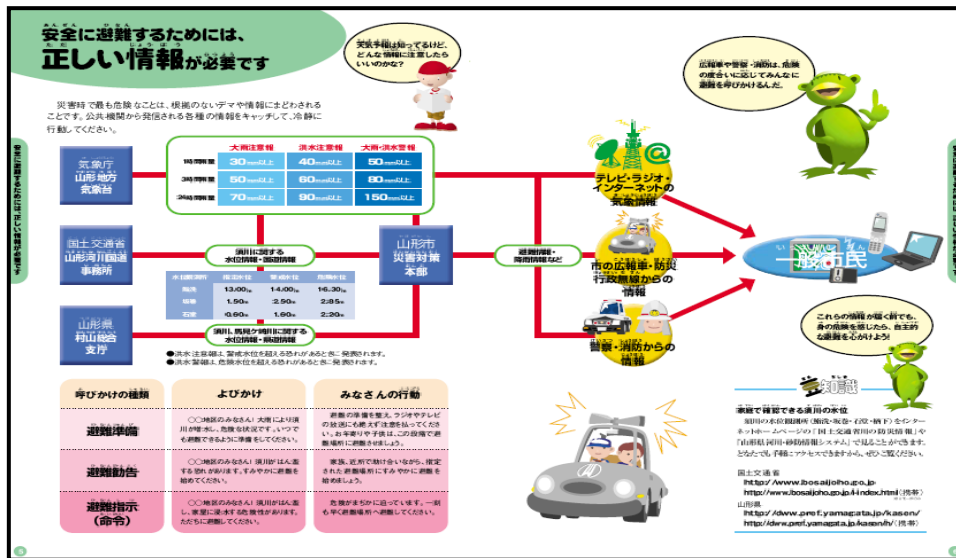


図3-10 避難情報の伝達方法事例（出典：山形市洪水避難地図）

④ 避難勧告等に関する事項

避難勧告等の避難情報について、関係機関から提供される情報や市町村自ら収集する情報等を基に、どのような状態で発令すべきなのか判断基準をあらかじめ整理し、内水ハザードマップに記載しておくことは、住民が自らの判断で、適切なタイミングで避難等の自助行動を取ることにもつながるため有効である。

そのためには、市町村防災計画や水防計画に定められた避難勧告等の発令基準について、どのような状況で発令されるのか、また、住民がどのように行動すればよいかを記載することが望ましい。避難勧告等の発令時の状況や発令の参考となる情報等については表3-3に示す。詳細については、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン、平成17年3月、集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」を参照されたい。

表3-3 避難勧告等の発令時の状況と発令の参考となる情報

	発令時の状況	発令の参考となる情報	住民に求める行動
対象河川等	—	洪水予報指定河川、水位情報周知河川以外の中小河川、内水等	—
避難準備 (要援護者 避難) 情報	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い。 排水先の河川の水位が、ポンプの運転調整の準備に入る水位に到達する。 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、災害用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣での浸水が拡大。 排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で浸水が床上に及んでいる。 排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止、水門閉鎖。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(出典：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」より編集、一部加筆)

避難情報にご注意ください

避難勧告準備情報・避難勧告の2段階でお知らせします

第2段階 避難勧告が与えられる場合

避難勧告は、皆さんを災害の危険から守るために発表されます。

- 川から水があふれたり堤防が決壊したりするような洪水の危険がある時（水位が計画高水位に達し、かつ、1時間の予想降雨量が30^{mm}を超える場合）
- 堤防の決壊などを防ぐため、庄内川、矢田川、新川に排水するポンプの運転を停止しようとするとき（ポンプを止める約1時間前）
- 雨で、がけ崩れなどの土砂災害の危険が高くなったとき

勧告準備情報、勧告が出たら

避難勧告準備情報は、広報車・インターネットなどによる広報、災害救助地区本部や消防団による地元への広報、テレビ・ラジオによる報道などでお知らせします。情報が出されたら、テレビ・ラジオをつけて、以後の気象情報に十分注意をしてください。

避難勧告発表の際には避難勧告準備情報時のお知らせに加えてサイレンを鳴らします。火の始末、戸締まりを完全にし、必要最小限の持ち物と3日分程度の非常食、水などを持参して指定された避難所へ避難してください。

排水ポンプの運転調整

豪雨のときに川の水位が危険な高さまで上昇し、堤防の決壊などのおそれがあるときに、川の負担を減らすため排水ポンプの運転を止めることがあります。ポンプを止める場合には浸水の被害が増えるおそれがあるため、避難情報が出されます。

排水ポンプ運転調整のお問い合わせ
 緑政土木局河川工務課
 ☎972-2698
 ☎972-4165
 上下水道局管理課
 ☎269-9396
 ☎269-9394

第1段階 避難勧告準備情報が与えられる場合

避難勧告準備情報は、避難を要する状況になるおそれがあるとき、名古屋市が避難勧告を発表する準備にはいったこととお知らせするものです。対象地域の皆さんは避難の心構えと準備を始めてください。

- 川の水位が水防警戒のため出動する高さに達し、さらに水位の上昇が予想される時（以降1時間の予想降雨量が30^{mm}を超える場合）
- 1時間に50^{mm}以上の雨が降り、さらにその後2時間で100^{mm}以上の降雨が予想される時
- 堤防の決壊などを防ぐため、庄内川、矢田川、新川に排水するポンプの運転を停止する準備をする時
- 雨で、がけ崩れなどの土砂災害に対する警戒が必要となる時

避難情報のお問い合わせ先 ☎972-1522 ☎962-4036

市ホームページ <http://www.city.nagoya.jp/> 市長公式ホームページ <http://www.matsu-take.net>

(災害時には避難勧告・避難所情報など緊急情報ページになります。)

図3-11 避難準備情報・避難勧告の発令時の状況

(出典：名古屋の防火&防災)

3.6 地域項目：災害時活用情報

災害時活用情報は、住民が浸水時に危険を察知し、水災を防止するために自らが取るべき行動に役立つ情報について記載するものとする。

災害時活用情報としての記載項目は、以下のとおりである。

- ① 過去の浸水実績
- ② 地下街、地下室等の情報
- ③ 自助に関する事項
- ④ 共助に関する事項
- ⑤ ポンプ施設の情報
- ⑥ その他

【解説】

大規模降雨等の対象降雨により発生する内水浸水想定区域以外に、過去の浸水実績や、ポンプ排水区域がある場合のポンプ排水停止水位等を記載することは、住民等が浸水時の危険性を察知するのに有効である。また、浸水が発生した場合の自助や共助による対応として、土のうや止水板の設置、災害時要援護者への支援など、住民自らが被害を軽減するのに役立つ具体的な対応策を記載することが必要である。

① 過去の浸水実績

内水浸水想定区域以外に、過去の浸水実績や地域特性として浸水が頻繁に発生する地区を内水ハザードマップで示しておくことは、住民等の自助意識を醸成する上で効果的である。過去の浸水実績として記載すべき情報は、浸水範囲、浸水深、浸水時間等が挙げられるが、床上浸水、床下浸水、道路冠水等の浸水被害状況等を区分して表示し、合わせて、浸水被害の発生年月日や降雨状況等についても記載するなど、住民が被害状況を容易にイメージできるよう記載方法を工夫することが望ましい。

浸水実績の表示方法としては、過去の複数の浸水実績を重ね合わせて表示する場合や過去に発生した代表的な浸水実績を抽出して表示する場合等が考えられるが、浸水発生時の降雨規模や浸水の発生原因等を勘案し、住民が容易に理解できるような表示方法を検討する必要がある。

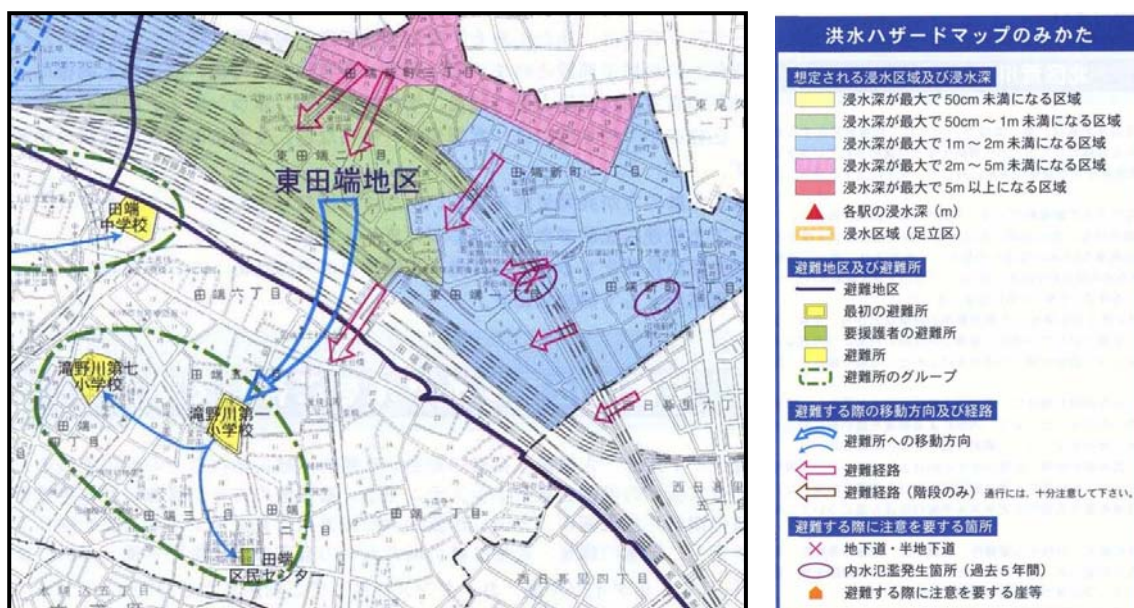


図3-12 過去の浸水実績記入例 (出典：東京都北区荒川洪水ハザードマップ)

② 地下街、地下室等の情報

地下街等は閉鎖的な空間であり、一旦浸水が始まれば水位が急激に上昇する恐れがあり、水災上の危険性が極めて高い。また、地下街等（地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設）の利用者は、最新の気象情報や河川の状況等の把握が困難であるため、浸水の危険性の認知が遅れ、人命に関わる深刻な被害を受ける可能性がある。

そのため、内水浸水想定区域内に地下街等があり、浸水時において円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると判断される施設については、その所在地を記載するほか、避難情報の伝達方法や浸水時の状況等について、地下街管理者や地下街等の利用者に必要な情報を記載する必要がある。

浸水シミュレーションで地下から地上に出る階段上端部分と想定浸水深との差(越流水深)が20cm以上になると予想される地下街等では、地下に流入する水の流が速く、階段を昇るのが困難な状況となる。この場合、過去の浸水実績や浸水シミュレーションにより想定される浸水深の上昇速度と地上部での浸水状況を勘案し、地下にいる人々に避難を呼びかけて避難が完了するまでの時間を考慮した上で、迅速な避難の呼びかけ、誘導及び地下への流入を遅らせるための止水板や土のうの設置等の対策が必要となる。詳しくは、「地下空間における浸水対策ガイドライン、地下空間における浸水対策検討委員会」、「地下街等浸水時避難計画策定の手引き (案)、平成16年5月、(財)日本建築防災協会」を参照されたい。

なお、道路や鉄道横断部等に設けられたアンダーパス（下越道路）は、当該箇所を設置された排水ポンプの能力を上回るような降雨が発生した場合は、短時間で浸水して危険な場合があるので、注意を促すことも必要である。

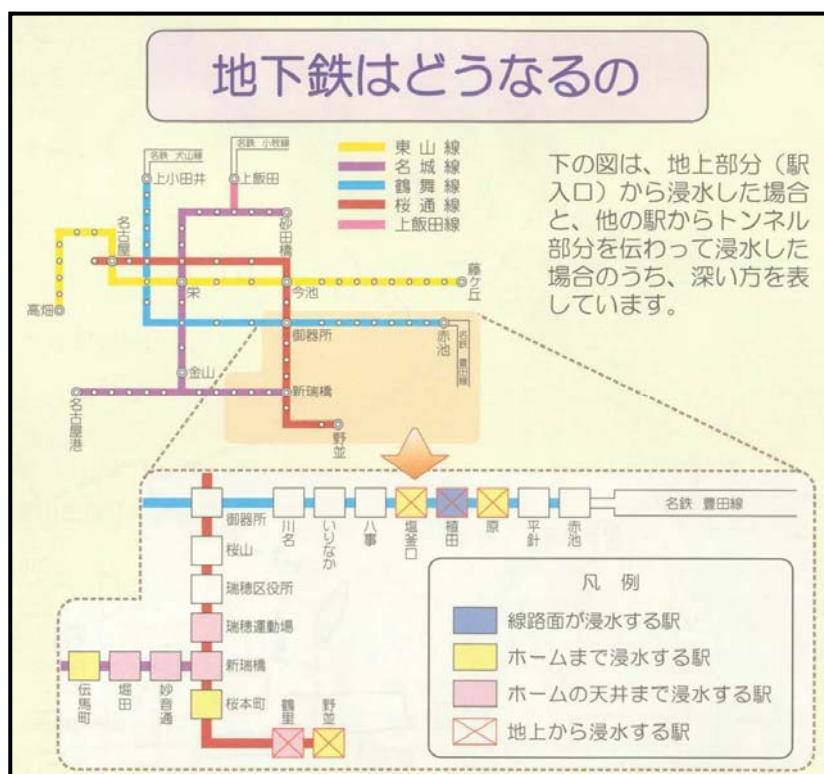


図3-15 地下鉄の浸水表示例

(出典：名古屋市 天白川洪水ハザードマップ)

③ 自助に関する事項

緊急かつ効果的に浸水被害を軽減するためには、住民自らの水防活動を促進することが重要であり、自助としての水防活動について具体的に記載する必要がある。特に、浸水初期の段階や、想定浸水深が20cm程度以内の場合、家庭で身近にあるものを使った簡易な水防工法により、容易に浸水被害を軽減することが可能となる(図3-17参照)。なお、地下街等広範囲に浸水の防止が必要な場合は、止水板の設置が有効であり、浸水深が20cmを超え50cm程度以内と想定される区域においては、床下浸水を軽減するため土のう等の準備(図3-16参照)が必要となる。

想定される浸水深が、土のうや止水板の高さを上回る区域においては、一般的には避難が必要となるため、平常時から水災発生時に必要なものを準備しておくことが必要であり、準備物のリストを内水ハザードマップに記載しておくことも有効である。

なお、想定される浸水深が、避難を必要とする深さでない場合や想定される浸水時間が短時間の場合、あるいは避難のための十分な時間が確保できない場合には、予定された避難場所に避難することが必ずしも適切ではなく、自宅の2階や近隣の安全な建物への一時的な避難が有効となる場合があることについて記載しておくことは、避難の際の事故を未然に防止

するうえで重要である。

また、避難をする場合には、原則として徒歩によるものとする。単独での避難行動は危険が伴うため2人以上で避難すること、長靴は水が入ると歩きにくくなること、開水路や蓋のずれたマンホールに落ちないように探り棒あるいはその代用としてスキーストックなどを用意しておくこと等を記載しておくことも有効である。

避難時に車を使用すると交通渋滞を招き、道路冠水等により動けなくなる。このため、車による避難は、避難準備情報が出た初期の段階に、徒歩による避難が困難な災害時要援護者等の移動のために使用する等限定すべきである。

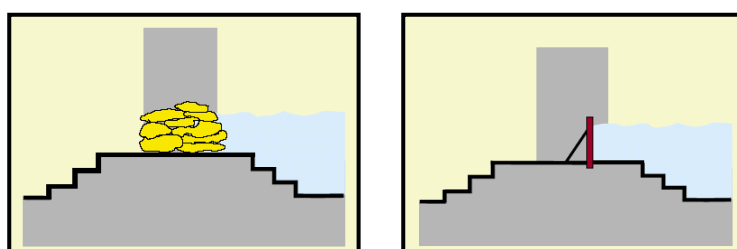


図3-16 土のう、止水板の設置

(出典：(財)日本建築防災協会、浸水時の地下室の危険性について)

簡易水防工法の例

次に記載する簡易水防工法は、あくまでも小規模な水害で、水深の浅い初期の段階で行うものです。
危険を感じる前に早めに避難してください。
できれば、止水板を設置したり、土のうを準備しておきましょう。








<p>1. 風呂水とダンボール箱による工法</p> <p>家庭で使用している40リットル程度の容量のこみ袋を二重にして、中に半分程度の水を入れて閉め、すき間なく並べる。ダンボールに入れて連結すれば強度が増し、中に詰める水のうも積み重ねて使用することもできます。</p> 	<p>2. プランターとレジャーシートによる工法</p> <p>土を入れたプランターを連結し、レジャーシートで巻き込み使用します。</p> 	<p>3. ポリタンクとレジャーシートによる工法</p> <p>10リットルまたは20リットルのポリタンクに水を入れ、レジャーシートで巻き込み、連結して使用します。</p> 
<p>4. 吸水性ゲル水による工法</p> <p>土のうの代替として使用できる市販の吸水性ゲル水の水で浸水を防ぐ方法です。吸水性ゲル水の水は、軽量、コンパクトですが、水を吸うと膨張します。</p> 	<p>5. 臨時の止水板</p> <p>出入口に長めの板などを使用して浸水を防ぎます。</p> 	<p>その他の工法</p> <p>はしこ、鉄板、身近にあるボード、テーブル、畳等を置いて水の流入を防ぎます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="font-size: small; text-align: center;">(止水板を設置したビルの例) (地下駐車場の通路に並置してある土のう)</p>

図3-17 簡易水防工法の例 (出典：名古屋の防火&防災)



図3-18 避難時の心得（出典：文京区水害ハザードマップ）

④ 共助に関する事項

地域における災害時要援護者、すなわち高齢者、乳幼児、妊婦、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、外国人等の災害時に必要な情報を得ることや、迅速かつ適正な避難あるいは待避行動をとることが困難な人々については、被災の危険性が高いため、積極的に地域ぐるみで支援をしていく必要がある。

このため、災害時要援護者に係わる施設の名称、所在地を内水ハザードマップに記載し、さらに災害時要援護者への避難支援プランをあらかじめ作成しておくことが重要である。詳しくは、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン、平成17年3月、集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」を参照されたい。

また、災害時要援護者だけでなく、健常者においても単独の行動は危険性が高いため、近隣住民への呼びかけを行い、避難勧告等の情報を確実に伝達したうえで、集団で避難や一時的な待避行動が取れるような体制を構築しておくことが望ましい。

自主防災組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織であり、水災発生時における地域の避難救援活動、災害復旧活動に機能することが大いに期待される。このため、地域住民自らが地域の自主防災組織の有無や連絡体制等について確認することを、内水ハザードマップにおいて促すことも必要である。

自主防災組織や町内自治会の活動事例を以下に示す。

- ・ 水災時に電話等の情報伝達手段が使えなくなることを想定した情報伝達の訓練
- ・ 様々なハザードマップをもとに地域特性に応じた項目を追加した複合的なハザードマップ作り
- ・ マンション上階等を一時的な待避場所として提供する取り決め
- ・ 水はけをよくするための雨水ますや側溝のゴミや泥の定期的清掃

平成 年 月 日	
情報共有についての同意	
〇〇市長 〇〇市長殿 私は、災害時要援護者登録制度の推進に賛同し、所制度に登録することを希望します。また、私が届け出た下記個人情報をも市が自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、消防署、警察等に提出することを承諾します。	
自治地区名	民生委員 TEL FAX
災害時要援護者 <高齢要介護者・一人暮らし高齢者・障害者・その他()>	
住所	TEL
氏名	性別 (男・女) 生年 月 日
緊急時の要援護者の連絡先	
氏名	性別 () 住所 TEL
氏名	性別 () 住所 TEL
家族構成・同居状況等	居住建築物の構造 木造二階建て、昭和〇年竣工 2階以上の部屋 水浴、鉄骨造、耐火造、竣工時経年 隣家の位置
要と二人の在宅介護、長男・次女はいずれも結婚して暮らしている。	
特記事項 要介護度4で一人で歩行が困難、人工透析を受けている。聴覚障害もあり、手話通訳が必要	
緊急通報システム (あり・なし)	
避難支援者	
氏名	性別 () 住所 TEL
氏名	性別 () 住所 TEL

(裏)

避難勧告等の伝達者・緊急先 〇〇××さん(自治会副会長)、なお、〇〇介護センターからも伝達予定。 ※ 聴覚障害のため、FAX・直接的な伝達が必要	
その他 担当している介護保険事業者名、連絡先	
避難場所	避難場所 (不参加)
避難支援者	避難所 避難時はマンホールに注意 洪水に注意

図3-19 避難支援プラン作成例

(出典：災害時要援護者の避難支援ガイドライン)

自主防災会・連絡網による情報伝達

自主防災会の連絡網が有効に活用されれば、様々な確かな情報が住民に伝達されます。
狭い世界の中での情報交換が不確かな情報デマに陥り易い傾向があるのに対して、連絡網の伝達によりそれを補充することができます。

避難は、組単位が適当

地震時の避難と違い、浸水等の被害があるため、自主防災会(町内)単位で集まり避難をすることはかえって危険を生じることがあります。地域により地盤の高さが違うこともあり、地域の最小単位である「組」で避難することが適当です。
家族だけでは何かあった場合、助け合うことができません。避難所への有効避難については、みんなで話し合って決めましょう。

災害時要援護者を安全な場所に避難

豪雨・暴風の最中では、高齢者・子供など災害時要援護者は活動に限りがあります。しかし、住民の皆さんの助け合いによって、安全な場所に避難することができます。地域の中で、災害時要援護者を最優先に考える体制を構築しておく必要があります。日頃から一人暮らしの高齢者の把握などに努めるようにしましょう。

マンション上階等を一時的避難所として解放しましょう

東海豪雨においても、この活動は、新聞等のマスコミによって、地域住民同志の助け合いとして大きく報道されているところだ。
豪雨・暴風がおさまる間の短時間の一時的な避難ですが、浸水している家屋の住民にとっては、非常に助かる活動です。

図3-20 自主防災活動例 (出典：名古屋の防火&防災)

⑤ ポンプ施設の情報

自然排水が困難になった場合にポンプによる強制排水が行われる排水区域や、常時ポンプにより内水排除が行われている排水区域においては、放流先河川の水位が上昇した場合、河川の堤防等の安全性を確保するためにポンプの運転調整が必要となる恐れがある。この場合、排水区域内の浸水が急激に拡大することとなる。

そこで、ポンプ施設の位置やポンプ排水区域、さらにどのような条件でポンプ排水が停止することがあるか等の情報についてわかりやすく記載することは、住民に対してポンプ施設の役割や緊急時の避難等の自助対応の必要性についての理解を促進するうえで重要である。

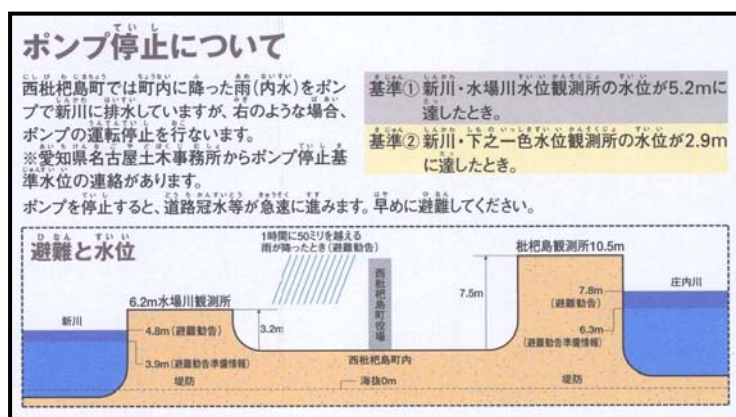


図3-21 ポンプ施設の情報事例

(出典：西枇杷島町 災害に備えるマップ)

※発刊時において、図中の西枇杷島町は清須市に、名古屋土木事務所は尾張建設事務所に、西枇杷島町役場は清須市西枇杷島町庁舎にそれぞれ変更となっている。

3.7 地域項目：災害予防情報

災害予防情報は、浸水の発生に備えて平常時に住民等による対応が可能な情報をいい、水災の予防あるいは軽減に役立つ情報を記載するものとする。

災害予防情報としての記載項目は、以下のとおりである。

- ① 適正な土地利用への誘導
- ② 貯留・浸透施設の設置に関する事項
- ③ その他

【解説】

平常時からの災害予防情報として、住宅建築時の土地利用に関する情報の提供や建築上の対応策等を例示することは、水災の予防あるいは軽減に有効である。建築上の対応策の一つとして、個別貯留・浸透施設の設置に関する助成制度等を導入している自治体においては、積極的に広報することも重要である。

① 適正な土地利用への誘導

都市への人口集積が進むと、既存集落よりも低いところにある田畑や草原だった土地が、市街化されるようになるが、それらの土地では、過去の浸水実績が記録として残されていることが少なく、浸水への配慮がなされないまま開発が進められていることがある。

宅地等の開発に際し、過去の浸水実績等の当該地域の浸水に関する情報が内水ハザードマップ等により公表されていれば、宅地としての開発が抑制、または他用途として利用形態が変更されるなど、長期的な観点から浸水安全度の低い住宅ストックの増加が抑制されることが期待できる。また、そのような土地で住宅等を建築する場合であっても、施設の耐水化等の設計に当たっての留意事項を記載しておくことにより、内水による浸水被害を軽減することが可能となる。

I. 建築時の留意事項

浸水する恐れのある低地部の住宅では、敷地高のかさ上げや、床上まで浸水しないよう高床式とする等の施設の耐水化を図ることで浸水被害が軽減できる。床上浸水に備えて家財を2階に移動させやすいよう、階段の踊り場や階段幅を広くしておく等の工夫も考えられる。

II. 地下室等設置時の留意事項

地下室等（半地下を含む）を設置する場合は、直接外部への出入り口を設けないか、設ける場合は出入り口の前面を周囲より高くする。その他、ドライエリア周囲の壁を高くする、換気口を立ち上げる、扉の前室を広くする、扉の下部を転倒式にする等の工夫が必要である。

また、下水管きょ内の水位上昇によって地下施設に下水が逆流する恐れがあるので、排水ポンプの設置による予防措置が必要である。

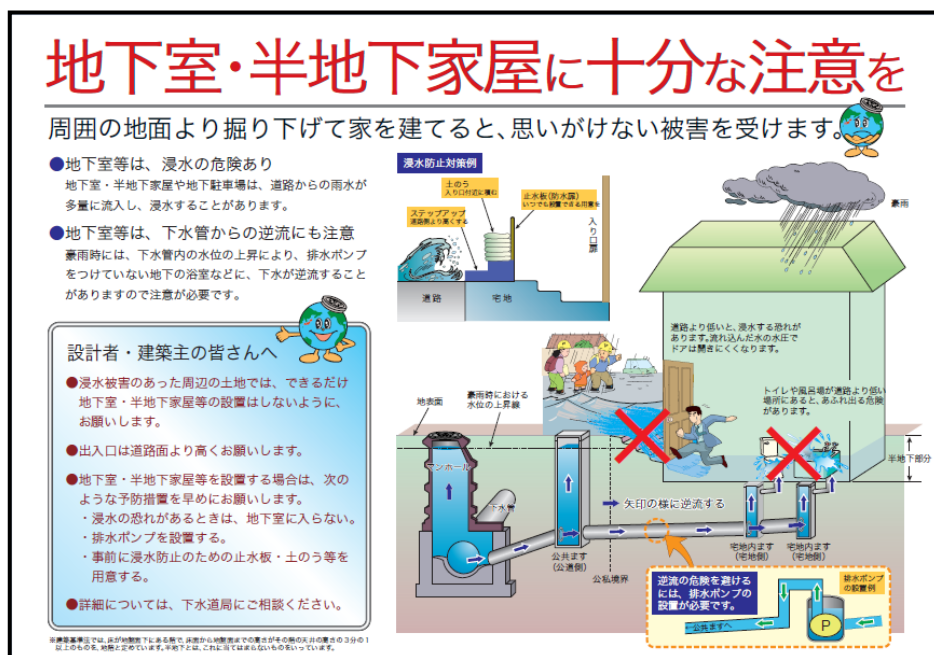


図3-22 地下室・半地下家屋への注意事例
(出典：東京都下水道局 地下室・半地下家屋にご用心!?)

② 貯留・浸透施設の設置に関する事項

ハードの浸水対策としては、都市化によって増大するピーク流出量に対応する雨水流出抑制を目的とした貯留・浸透施設を効果的に組み込むことが重要である。そのため、公助によるハード対策としての大規模貯留管や調整池等の整備、他の主体との連携による学校、公園、駐車場等と一体となった多目的な貯留・浸透施設の整備を進める一方、自助として個別の建築物や宅地における貯留・浸透施設の導入を住民等に積極的に要請することが必要である。一つ一つの流出抑制効果は小さいものの、流域全体にわたってきめ細かく広げていくことにより、相当の効果が期待できる。また、貯留・浸透施設の設置の促進により、浸水対策としてだけでなく、流域の水循環、水と緑のネットワーク、ヒートアイランド対策等の都市の身近な水資源として多面的な効果が期待される。

公助として整備された貯留・浸透施設については、内水ハザードマップにその位置や規模を表示することも効果的であるが、施設の流出抑制能力を超える降雨に対しては注意が必要な旨を記載しておく必要がある。

また、自助として住民等により貯留・浸透施設を整備する場合は、助成金による支援や税制・金融上の特例措置が制度化されている。特に、自治体独自で条例や要綱により貯留・浸透施設の整備に関する助成制度が設けられている場合は、積極的に広報し、制度の活用を推進することが望ましい。

ただし、浸透施設の設置に当たっては、地盤特性が浸透適地かどうか、また、浸透適地で

あっても、雨水の浸透により地すべり等が発生する恐れがないかどうか等について留意する必要がある。

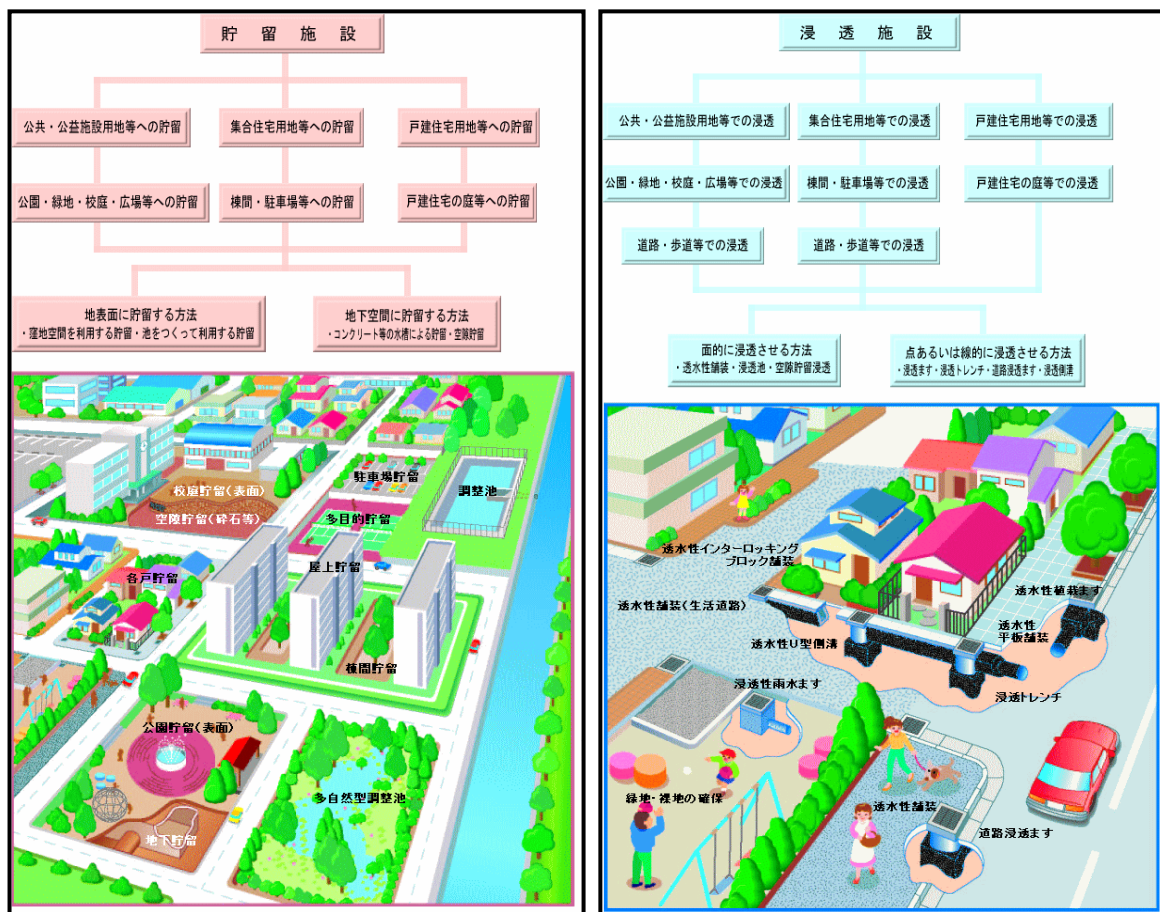


図3-23 貯留浸透施設（出典：(社)雨水貯留浸透技術協会）

③ その他

内水による浸水は、洪水ハザードマップが対象とする河川の破堤や溢水による浸水よりも発生頻度が高く、市民生活・企業活動にも密接な関わりを持っている。そこで、下水道光ファイバー網等の情報ネットワークの整備により、商店街、ビル、学校、町内会等との連携による防犯情報、道路管理者、タクシー事業者、宅配事業者、電力会社等との連携による交通・生活関連情報等、多様な主体との連携により、市民生活に密着した情報を浸水に関する情報と合わせてリアルタイムで収集・提供する体制を構築することで、情報提供ツールとしての利便性を高めていくことが望ましい。

3.8 地域項目：災害学習情報

災害学習情報は、水災に対する住民等の意識向上を図り、内水対策を含めた下水道が果たす役割について理解を深めるのに役立つ情報を記載するものとする。

災害学習情報としての記載項目は、以下のとおりである。

- ① 水害の発生メカニズム、地形と氾濫形態
- ② 下水道の役割
- ③ 下水道整備状況、整備計画

【解説】

地域特性を踏まえた浸水の発生メカニズム等を説明することにより、日頃から水災に対する住民等の理解を深め、自助の意識を醸成することが有効である。さらに、公助としての水災への取り組み状況を記載することによって、公助・自助として行政と住民等がお互いに果たす役割についての理解が深められることが期待できる。

① 水害の発生メカニズム、地形と氾濫形態

内水や洪水に関する基礎的な知識を内水ハザードマップに記載することは、水害に対する意識を高め、地域の水害特性等の周知を図るうえで効果的である。内水による浸水被害の発生メカニズムとして、下水道施設の雨水排水能力を超える降雨により、下水道から雨水が地表面に流出する場合があることや、下水道の雨水排水能力以内の降雨であっても放流先河川の水位上昇によって自然放流ができずに溢水する場合があること、ポンプによる強制排水区域においては、放流先河川の水位が一定以上となった場合にポンプ排水を停止すること等内水ハザードマップで周知することは、浸水に対する住民のリスク認識を高めるうえで効果的である。

さらに、過去の浸水実績や、近年発生した都市型水害による被害写真を掲載し、近年の集中豪雨の発生状況を解説することも有効である。



図3-24 氾濫形態の解説例（出典：七宝町 ハザードマップ）

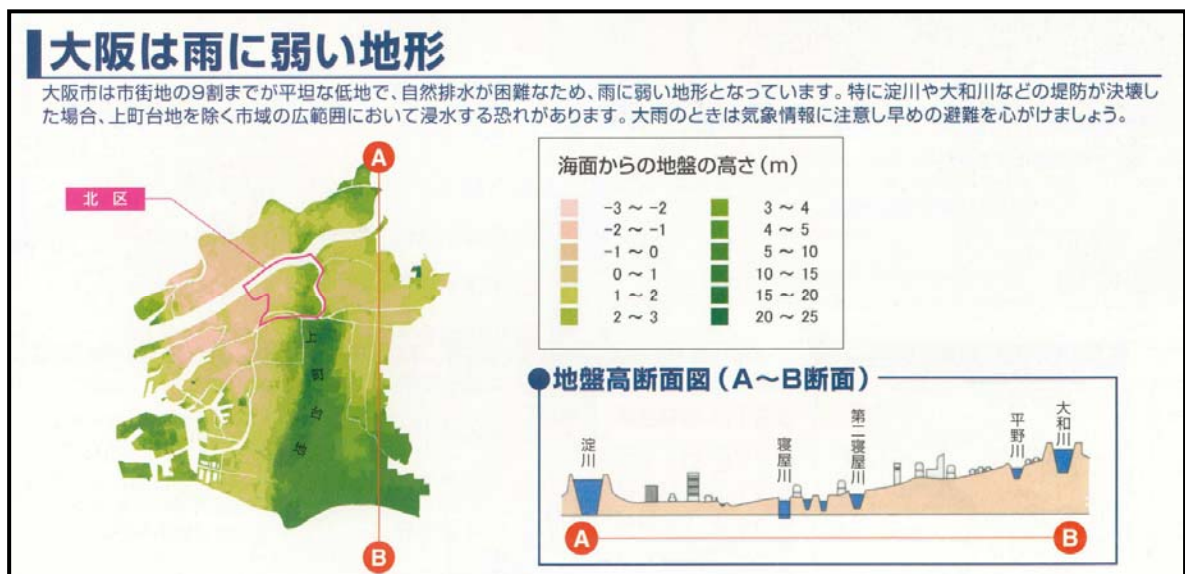


図3-25 地形の解説例（出典：大阪市—水害に備えて—防災マップ）

② 下水道の役割

下水道は、単にナショナルミニマムとしての生活排水対策だけでなく、「安全」、「環境」、「暮らし・活力」に関わる多様な役割を担っている。内水ハザードマップに下水道の多様な役割を紹介することで、都市の浸水対策としての下水道の役割を周知することに加え、さらに下水道に対する住民の理解が一層深まることが期待される。



図3-26 下水道の多様な役割

(出典：国土交通省都市・地域整備局下水道部)

● 内水対策は下水道の役割

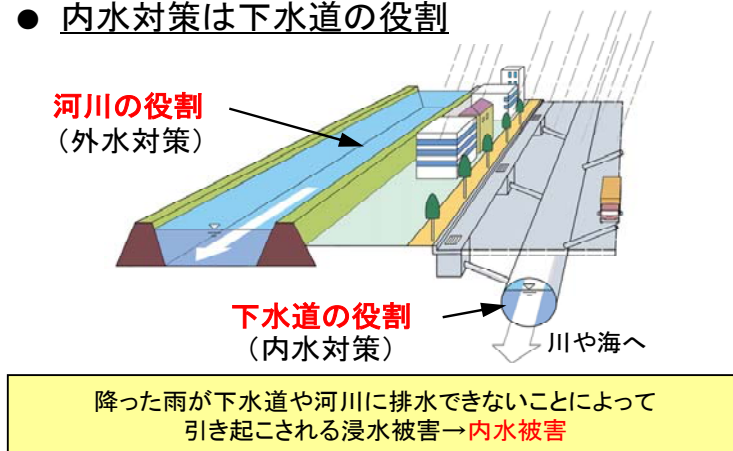


図3-27 下水道の役割

(出典：国土交通省都市・地域整備局下水道部)

③ 下水道整備状況、整備計画

下水道による浸水対策の実施状況や整備の効果を内水ハザードマップに記載することは、住民に公助としてのハード対策の取り組み状況について理解を深める上で効果的である。具体的には、都市浸水対策達成率の推移の表示、下水道整備済み路線と整備計画路線の表示、貯留管の設置前と設置後における同規模相当降雨時の床上・床下浸水家屋数の公表、施設の最適運用による浸水被害軽減の工夫の表示等が考えられる。

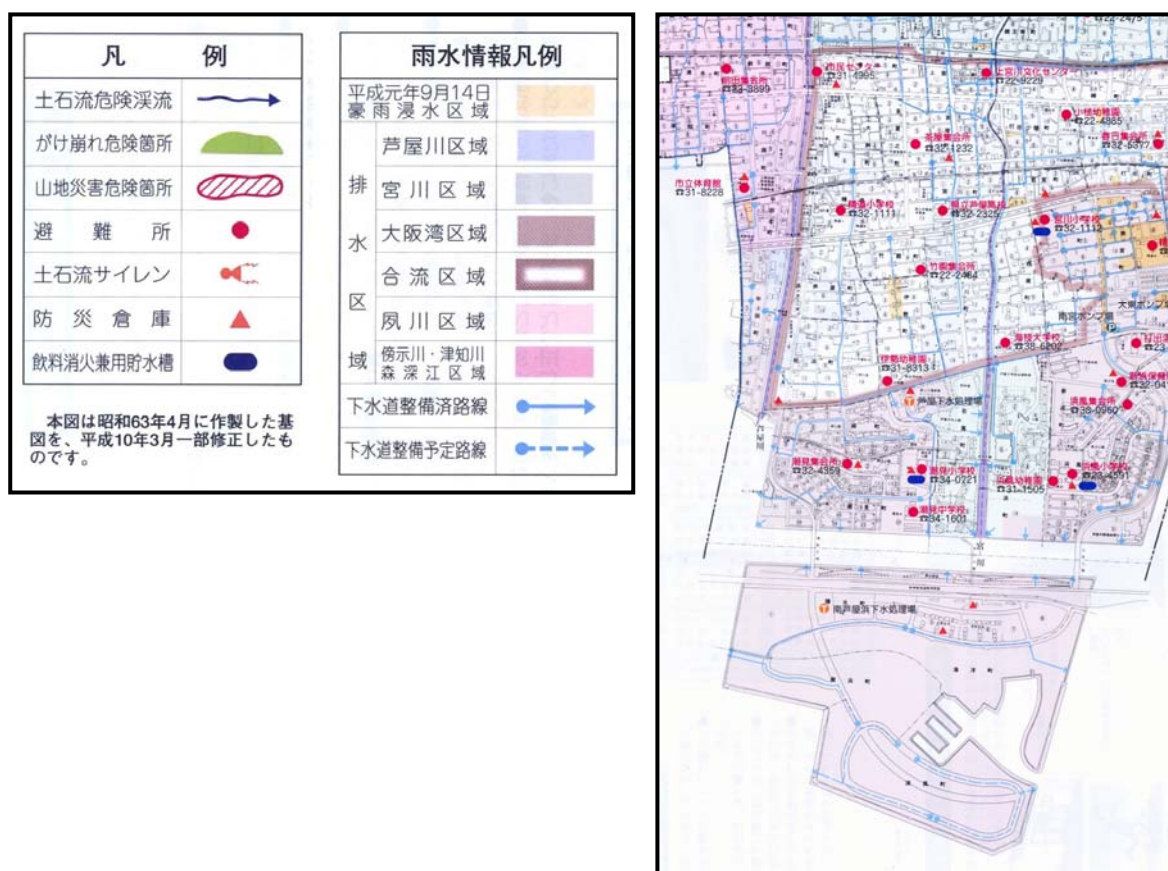


図3-28 下水道整備状況を記載した例
(出典：芦屋市土砂災害危険箇所図及び浸水情報マップ)

3.9 作成範囲

内水による浸水に関する情報や避難に関する情報等を住民にわかりやすく提供するために、内水ハザードマップを作成する適切な範囲を検討する。

【解 説】

内水ハザードマップは、市町村全域を対象とすることが望ましいが、内水浸水想定区域図を基本資料として作成するものであることから、浸水が想定される区域に限定した地区を対象とすることも考えられる。内水浸水想定区域図を作成する上で行うシミュレーション対象区域は、「2.4 浸水シミュレーション対象区域の設定」に示すように排水区単位を基本とし、地形的な要因による他の排水区への影響及び他の排水区からの影響を考慮して設定されるものである。

内水ハザードマップは内水による浸水に関する情報や避難に関する情報等を住民にわかりやすく提供することを目的としたものであり、これらの情報を住民等に公表・周知するに当たり、最も効果的な範囲を検討して内水ハザードマップを作成することが必要である。

なお、市町村界を越えて内水浸水想定区域が広がっている場合や隣接する市町村に、より適切な避難場所が存在するような場合等には、隣接する市町村と連携を図り、市町村界を越えた範囲を含む内水ハザードマップを作成することも検討することが望ましい。

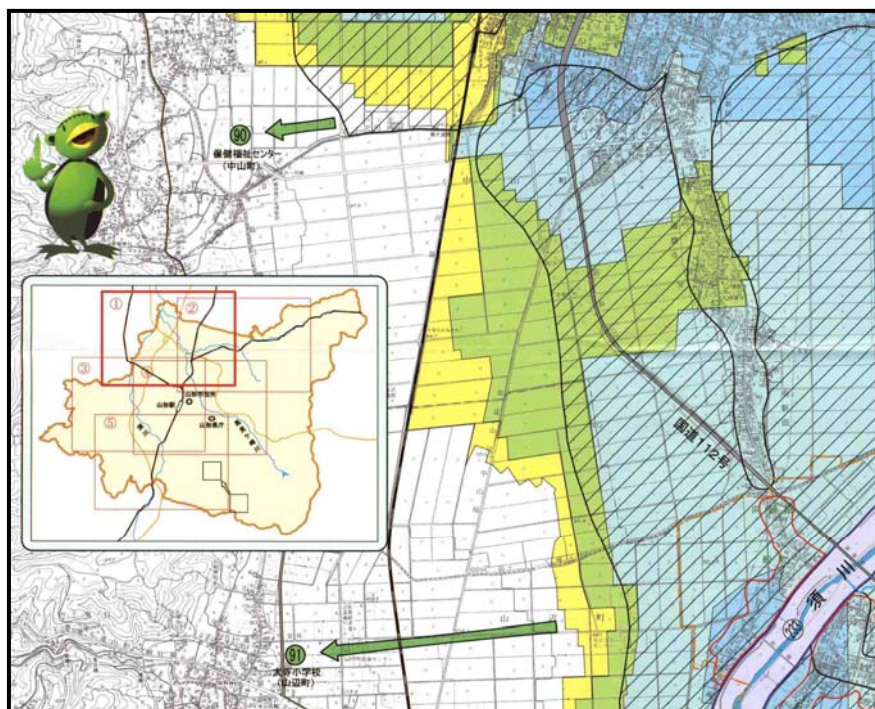


図3-29 浸水想定区域及び避難場所に隣接自治体を含めた事例

(出典：山形市洪水避難地図)

3.10 縮尺と形態

内水ハザードマップは、住民への内水浸水想定区域の周知及び避難場所や避難経路等の地域特性に応じた記載事項の判別に必要と考えられる縮尺と形態を有するよう検討する。

【解 説】

内水ハザードマップは、表示された内水浸水想定区域が過去の浸水実績や地形等地域の浸水特性に照らして容易にイメージすることができ、地形条件や建物位置等が判読できる縮尺(1/10,000縮尺程度で、1/2,500国土基本図を縮小編纂したものが望ましい。)とする。なお、背景地図の複製・調製に当たっては、測量法、著作権法等関係法令に基づく諸手続が必要である。

また、記載する情報の表示方法や情報量を考慮して、内水ハザードマップの形態を検討する。主な内水ハザードマップの形態を表3-4に示す。

内水ハザードマップには、タイトル、索引図(当該図の位置あるいは隣接図との接続関係を示す図)、凡例及び作成時期を記載する必要がある。

表3-4 主な内水ハザードマップの形態

形 態	概 要	備 考
図面形式	A1～A0 程度の図面に情報を記載したもの	・記載可能な情報量が限られる場合がある。
冊子形式	B5～A4 程度の冊子に情報を記載したもの	・図面縮尺が小さくなったり、複数図面になる場合がある。
図面＋冊子形式	A1～A0 程度の図面と B5～A4 程度の冊子のセットに情報を記載したもの	・情報が分散する場合がある。


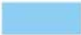
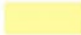

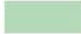

(タイトルの表示例)











〇〇市 内水ハザードマップ

(凡例の表示例)

凡 例

想定される浸水の深さ

	20cm未満の区域		1～2m未満の区域
	20～50cm未満の区域		2～5m未満の区域
	50cm～1m未満の区域		5m以上の区域

	過去の浸水区域		病院
	ポンプ排水区域		市役所・支所
	避難所		地下街
	消防		アンダーパス
	警察		ポンプ施設

3.11 住民等からの意見の反映

内水ハザードマップの作成に当たっては、住民等の意見が反映されるよう努めるものとする。

【解説】

内水ハザードマップは、浸水等の情報を住民にわかりやすく提供することにより、水災による被害を最小化することを主な目的として作成されるものであるが、内水による浸水は、河川の破堤、溢水による浸水よりも発生頻度が高く、市民生活や企業活動にとって密接な関わりを持っており、住民の関心も高い。そのため、内水ハザードマップの作成に当たっては、作成時から積極的に住民等から意見の聴取を行うこと等によって、地域の実情、過去の災害経験等、地域特性を内水ハザードマップに反映させるよう努める必要がある。

そこで、内水ハザードマップの作成に当たっては、以下に示すような方法により、浸水実績や避難経路、洪水予報や避難情報の伝達方法等について地域住民と行政、その他関係機関が協働して検討するなど、作成時から住民等からの意見の反映を行うことが望ましい。

住民等が作成時から参画することによって、地域の浸水の実態等が内水ハザードマップにきめ細かく反映されるだけでなく、作成に協力した住民等自身が、浸水に対する関心や意識が高まることで、より一層、自助意識・防災意識を高めることになり、さらに内水ハザードマップが有効に活用されることにもつながる。

住民等からの意見の聴取方法の事例を以下に示す。

- ・住民等に対するアンケートの実施や聞き取り調査
- ・内水ハザードマップの作成や作成案に関する住民意見の公募
- ・水防管理団体、地下街・ビル管理者、商店街組合、福祉関係者、自主防災組織、自治会の代表者、ライフライン関係機関、鉄道、電話会社、警察等で構成される内水ハザードマップ検討委員会での意見聴取
- ・地域の実情や防災に詳しい学識経験者からの意見聴取
- ・防災部局、都市計画部局等の関係部局との意見調整

3.12 他計画との整合

内水ハザードマップに記載する項目の内容については、関係部局が連携して市町村地域防災計画等と整合を図る必要がある。

【解説】

内水ハザードマップに記載する項目の内容については、関係部局が連携して市町村地域防災計画において定められる避難場所等の避難に関する情報、自主防災組織あるいは地下街等の管理者が作成する防災計画に記載される事項及び洪水や津波、高潮、土砂災害、地震、火山等の各種ハザードマップの内容と整合を図る必要がある。

(1) 市町村地域防災計画との整合

市町村防災会議（設置しない市町村は当該市町村の長）は、防災基本計画に基づき市町村地域防災計画を作成しなければならないが、その内容は以下のとおりである（災害対策基本法第42条第2項）。

- ① 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱
- ② 当該市町村の地域に係る防災施設の新設または改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報または警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策ならびに災害復旧に関する事項別の計画
- ③ 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- ④ 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

市町村防災会議は、防災情報の収集及び伝達の計画、災害に関する予報または警報の発令及び伝達の計画、避難施設の整備に関する計画を市町村地域防災計画として作成することとなるため、内水ハザードマップに記載する項目の内容については、関係部局が連携し、これらの内容と整合を図る必要がある。

(2) 自主防災組織等が定める計画との整合

災害対策基本法では、市町村長は自主防災組織の充実を図り（法第5条第2項）、国及び地方公共団体は、自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項の実施に努めなければならない（法第8条第2項第13号）と定められている。

自主防災組織や地下街等の管理者により独自の防災計画が定められている場合は、これらとの内容と整合を図る必要がある。

(3) 洪水ハザードマップ等との整合

市町村防災会議は、水防法第14条第1項の規定により浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとされている（水防法第15条第1項）。

- ⑤ 洪水予報等の伝達方法
- ⑥ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ⑦ 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）または主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの名称及び所在地

また、市町村長は、上記事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならないとされている（水防法第15条第4項）。

上記事項が記載された洪水ハザードマップが作成されている場合や、中央防災会議が作成する防災基本計画において整備を図るものとされている津波、高潮、土砂災害等のハザードマップが作成されている場合には、その内容と整合を図るよう関係部局と連携を図る必要がある。

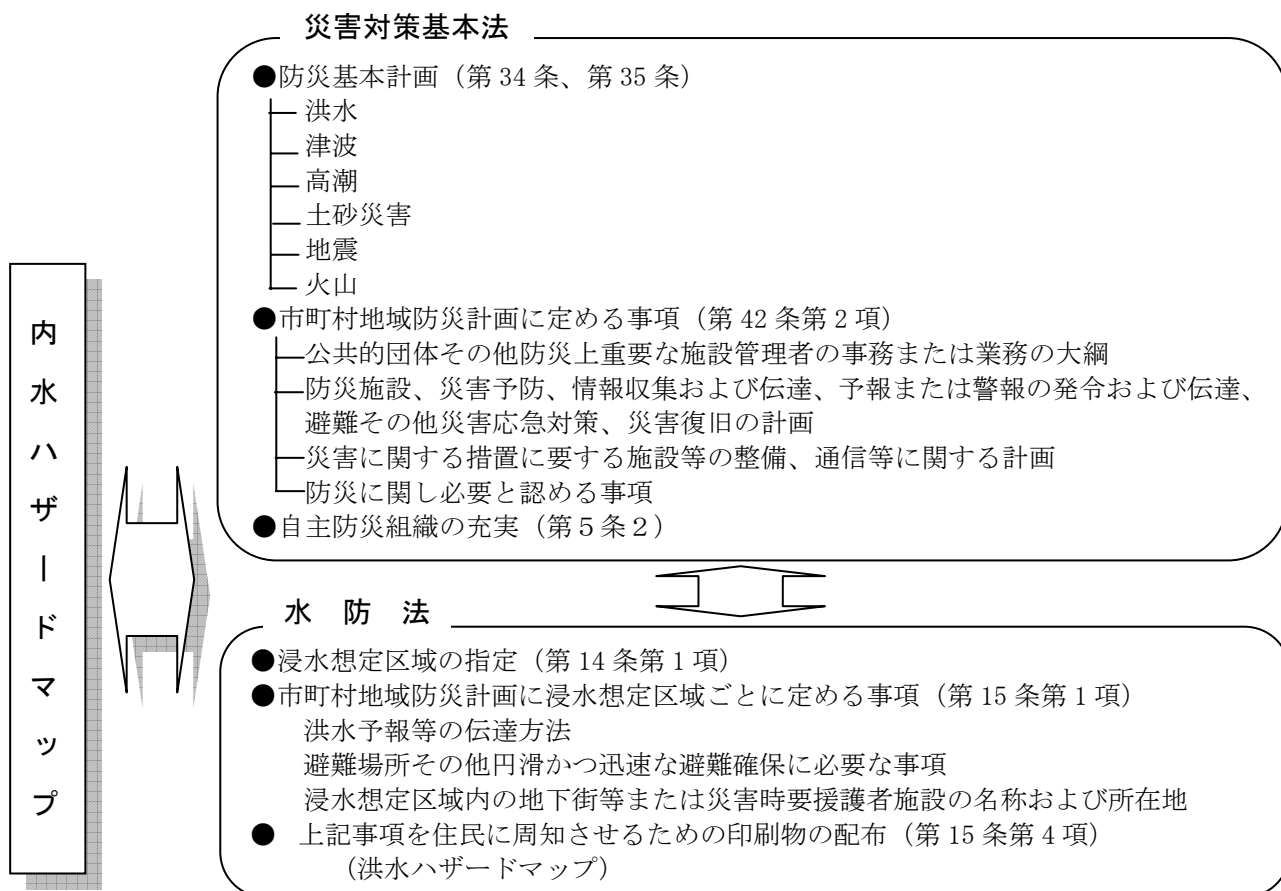


図3-30 他計画との整合

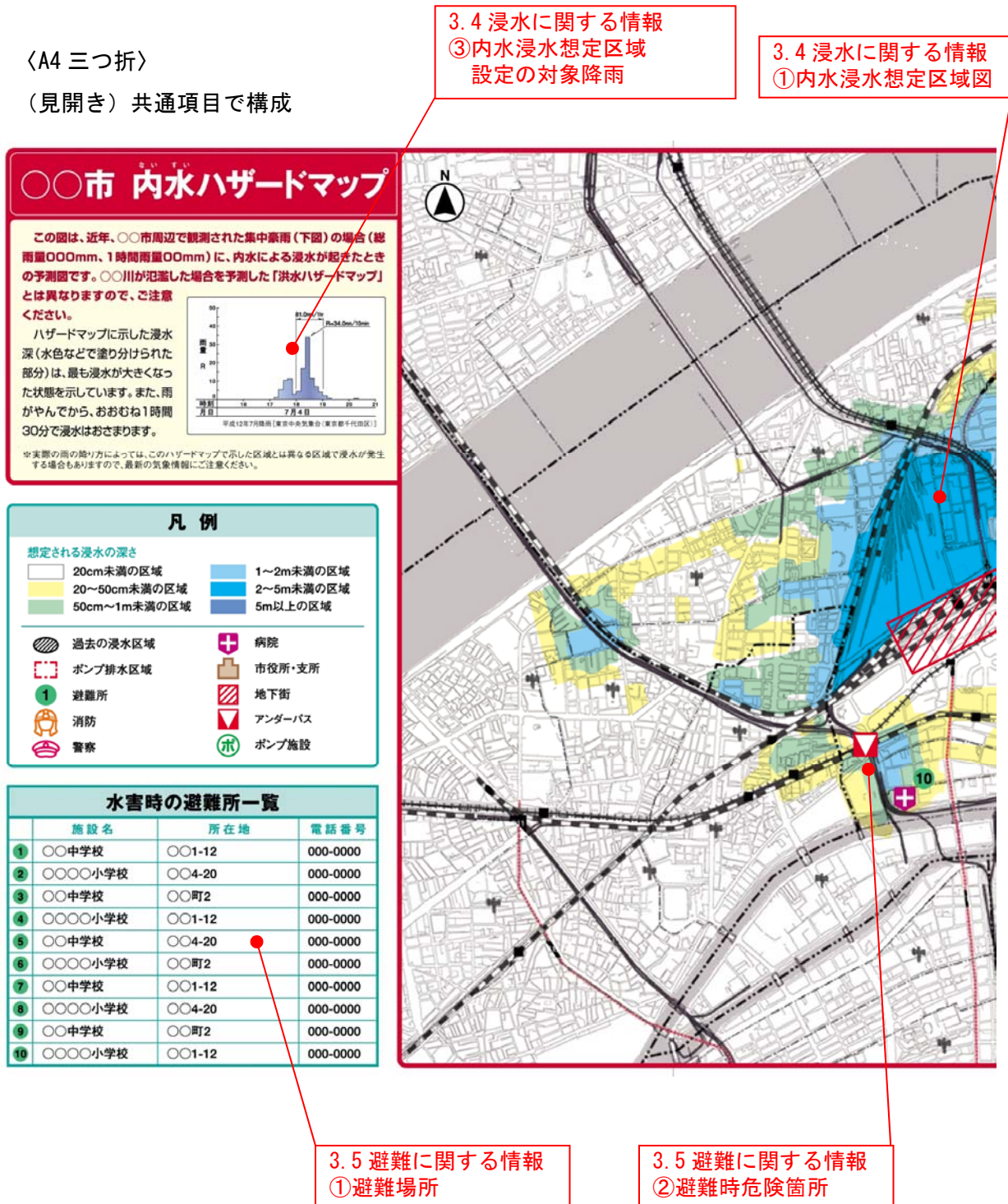
【作成事例】

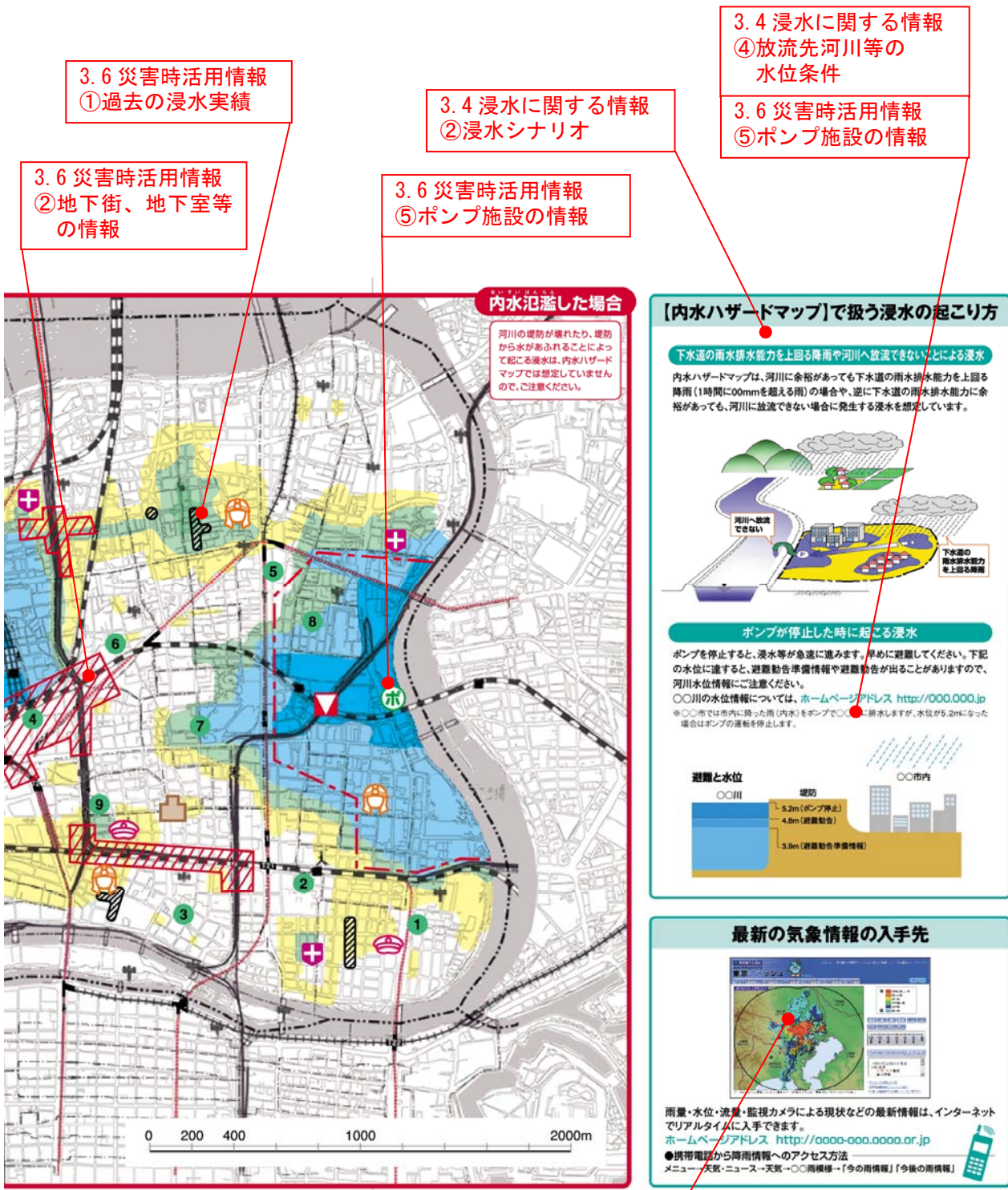
本手引きに基づいて作成した事例を以下に示すので、作成の参考とされたい。

この作成例は、必要最小限の記載内容を例示したものであり、実際の作成に当たっては、地域の実情に応じて創意工夫が必要である。なお、内水浸水想定区域や各種施設位置等については、実際とは異なる。

〈A4 三つ折〉

(見開き) 共通項目で構成



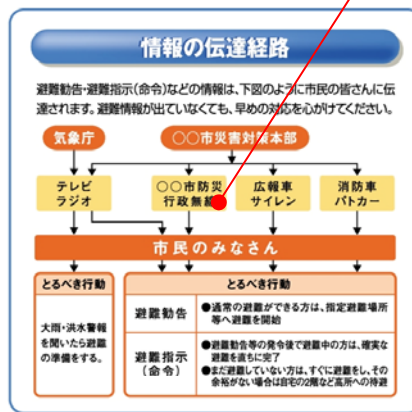


3.4 浸水に関する情報
⑤最新の気象情報等の入手先

(表・裏) 地域項目で構成

避難時、水深が浅くても危険

大人のヒザぐらいの水深でも、蓋のはずれたマンホールや側溝に足をとられる恐れがあるので危険です。また、場所によっては、水の流れが速くて危険です。2人以上での避難を心がけてください。



3.5 避難に関する情報
③洪水予報、避難情報の伝達方法
3.5 避難に関する情報
④避難勧告等に関する情報

災害

避難情報が出ていなくても、浸水は急起こることがあるため

- 連絡網による情報伝達**
町内会等の連絡網により、確かな情報を伝達しましょう。お互いに声をかけ合って、取り残される人がいないか気をつけましょう。
- 避難は、グループ単位で**
1人での避難は危険です。周辺所で声をかけ合い、グループ単位での避難を心がけましょう。

地下街や地下室の浸水対策

浸水が想定される区域の中では、危険を伴う場合があります。土のうや止水板の準備をしておきましょう。

豪雨時の地下室は危険ですから、浸水の危険がある時は、早めに避難しましょう。

地下室を設けると思われ被害を受けることがありますので、浸水防止対策をしましょう。

地下への出入り口は、前面を周囲よりも高くし、雨水の浸入を防ぎます。それが難しい場合には、止水板や土のうをいつでも設置できるように準備しておきましょう。

下水管から雨水が逆流する恐れがあるため、排水ポンプの設置も必要となります。詳しくは、市役所下水道課へお問合せください。

- 電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇、〇〇〇〇
- 担当: 〇〇係

簡易水防工法の例

下記の簡易水防工法は、あくまでも小規模な水害で、水深の浅い初期の段階で行うものです。危険を感じる前に、早めの避難を心がけてください。止水板を設置したり、土のうも準備しておきましょう。

- 簡易水のうとダンボールによる工法**
家庭で使っている40リットル程度の容量のゴミ袋を2重にして、中に半分程度の水を入れて詰め、すき間なく並べます。ダンボールを入れて隙間を埋め、隙間に詰め込む水も詰まらぬよう使用することができます。
- プランターとレジャーシートによる工法**
土を入れたプランターを並べ、レジャーシートで覆って使用します。
- ポリタンクとレジャーシートによる工法**
10リットルまたは20リットルのポリタンクに水を入れ、レジャーシートで巻き込み、連結して使用します。
- 簡時の止水板**
出入口に長めの板などを設置して、浸水を防止します。その際、板の下に、隙間を埋めるために、セメント、瓦等を用いて水の流入を防ぎます。

災害に備えて準備するもの

常にリュック等に入れておき、定期的な点検しましょう。

<input type="checkbox"/> 内水ハザードマップ	<input type="checkbox"/> 非常食
<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 水
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	<input type="checkbox"/> 缶切り
<input type="checkbox"/> 乾電池	<input type="checkbox"/> ロープ
<input type="checkbox"/> 緊急医薬品	<input type="checkbox"/> 着替えの衣類
<input type="checkbox"/> ろうそく	<input type="checkbox"/> 貴重品
<input type="checkbox"/> マッチ/ライター	
<input type="checkbox"/> その他 ()	

我が家

内水ハザードマップで最寄りの避難先を確認し、記入して

- 我家の浸水深 _____ cm
- 家族の連絡先

内水ハザードマップ
〇〇市下水道課 TEL.000-0

3.6 災害時活用情報
③自助に関する事項

3.7 災害予防情報
①適正な土地利用への誘導

3.6 災害時活用情報
④ 共助に関する情報

時の心得
早めの対応を心がけてください。

2. 災害時要援者を安全な場所に避難
地域の中で、高齢者・子供などの災害時要援者の避難を最優先に考え、日頃から高齢者の把握などに努めましょう。皆さん一人ひとりの助け合いによって、安全な場所に避難することができます。

4. マンション上階等を一時待避場所として開放
建物の上階などを浸水がおさまるまでの一時的な待避場所として開放することは、浸水家屋の方々には大きな支えとなります。

皆様のご協力をお願いします

5 近くの雨水ますの点検・清掃を
ますに泥や落ち葉、ゴミが詰まると、浸水の原因になります。家の近くの雨水ますの点検・にご協力をお願いします。

2 家庭に雨水貯留・浸透施設の設置を
を一時的に貯留したり、人工的に地下へさせることで、下水道への流出が抑えられ、被害が緩和されます。
!庭での取組により全体で相乗効果が生まれますので、皆さんの力をお願いします。

〇〇市では、雨水利用タンクや雨水浸透ますの購入費用の一部を助成しています。お問合せは下水道課へ

の防災メモ

おきましょう。

- 我が家の避難先
- 緊急連絡先

警察	110	市水課	000-0000
消防・救急	119	市下水	000-0000
災害対策本部	000-0000	NTT	000-0000
警視本部	000-0000	〇〇電力	000-0000
消防本部	000-0000	〇〇ガス	000-0000

力に関するお問合せ先
30-0000 <E-mail:0000@000000.jp>



近年、(平成12年9月東海豪雨)(平成16年7月新潟・福島豪雨及び福井豪雨)(平成17年9月4日東京・埼玉集中豪雨)のような下水道の雨水排水能力を超える豪雨により、大規模の浸水被害が発生しています。

〇〇市では下水道で想定している以上の大雨が降った場合や河川が氾濫しなくても河川に放流できない場合に発生する浸水(これを内水といいますが)の想定区域や浸水時の心得などを示した【内水ハザードマップ】を作成しました。

浸水による被害を軽減するためには、自分の住んでいる場所がどの程度浸水するおそれがあるのかを把握し、いざという時にとるべき行動をあらかじめ考えておくなど、日頃からの備えが重要です。【内水ハザードマップ】を役立てていただき、もしもの時の役割や連絡方法などについて、家族や町内会等で今一度よく話し合っておきましょう。

マーク 〇〇市

3.7 災害予防情報
③ その他

3.6 災害時活用情報
③ 自助に関する事項

3.7 災害予防情報
② 貯留・浸透施設の設置に関する事項

第4章 内水ハザードマップの公表

4.1 公表方法

4.2 留意事項

4.1 公表方法

内水ハザードマップの公表に当たっては、内水ハザードマップの意味、活用法の周知等を積極的に図る必要があり、内水ハザードマップが有効に活用されるよう公表の方法を十分工夫する必要がある。

【解 説】

(1) 内水ハザードマップの公表・情報媒体

内水ハザードマップは、印刷物（紙媒体）として配布することを基本とするが、いつでも内水ハザードマップの閲覧が可能となるようインターネットや携帯端末（電子媒体）を利用した提供についても検討する必要がある。なお、電子媒体による公表を行う場合には、高齢者等のインターネット未利用者の利活用にも配慮すること。

また、内水ハザードマップを効果的に周知するためには、多数の人が利用して目にする機会の多い場所（町内会掲示板、集会所、郵便局、コンビニエンスストア、スーパー等）への掲示や設置、あるいは地域で利用頻度の高い配布物を利用した広報（広報誌、新聞、電話帳レッドページ等）や通信機関（テレビ、ラジオ、有線放送等）による広報などあらゆるメディアを積極的に活用することが望ましい。

(2) 内水ハザードマップの配布対象

内水ハザードマップは、原則として、市町村内の全世帯に配布するものとする。また、市町村内の各種公益機関等（災害時要援護者関連施設、学校、医療機関、ライフライン機関、地下街管理者、建設業者、不動産関係者等）に対しても配布することが必要である。

なお、外国人の居住者が多い場合には、内水ハザードマップの外国語併記や外国人を対象とした説明会等を開催することも検討する。

(3) 内水ハザードマップの配布方法

内水ハザードマップの配布は、市町村内で既に整備されている各世帯及び関係機関への配布の仕組みの活用等により、確実かつ迅速に行う。また、市町村役場窓口での配布により転入者等へも確実に配布する必要がある。その他、地域のイベント（自主避難訓練、祭り等）等を通じての配布など幅広く検討する。

第4章 内水ハザードマップの公表

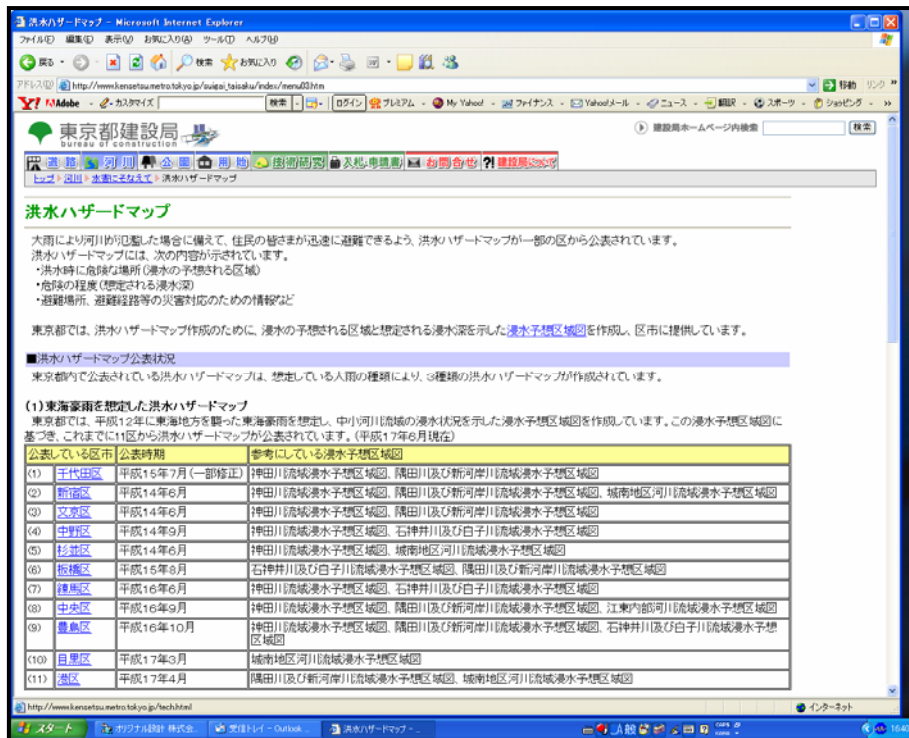


図4-1 インターネットでの公表例（出典：東京都建設局ホームページ）

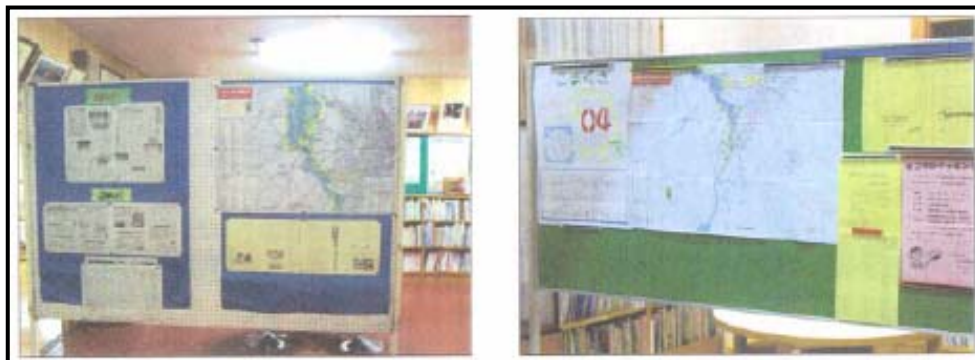


図4-2 集会所での掲示例（出典：山形市洪水避難地図概要書）

4.2 留意事項

住民の自助を促進するためには、水害に関する知識や情報を住民が住民自身のリスクとして認識することが重要であり、継続的に内水ハザードマップの普及及び理解の促進に努めるものとする。

内水ハザードマップは、一定の仮定に基づいた浸水シナリオにより発生する浸水想定区域を示したものであるため、実際の浸水発生現象とは異なる場合がある。そこで、実際の浸水発生時には、住民に対してリアルタイムで情報提供を行い、その時点で住民に求めるべき自助活動を的確に誘導することが重要である。なお、内水による浸水被害は比較的短時間で発生することも多いため、住民自身で自助活動の判断が必要となる場合もあることに留意しておく必要がある。

内水ハザードマップの公表に当たって、洪水ハザードマップ等が既に公表、あるいは今後公表が予定されている場合には、それぞれが想定する浸水シナリオの相違点あるいは関連性について住民に十分理解され、かつ、それぞれが適正に活用されるよう、公表方法について関係部局と十分に連携を図る必要がある。

【解説】

(1) 住民の理解を深めるための取り組み

内水ハザードマップの公表に当たっては、以下に示すような様々な機会を通して、継続的に内水ハザードマップの普及及び住民の理解の促進に努める必要がある。

- ・市町村職員対象説明会の開催
- ・住民説明会の開催
- ・地下街・ビル管理者、商店街組合、福祉関係者への説明会の開催
- ・自主避難訓練での活用
- ・水害に関する副読本やビデオ等での活用
- ・小学校での総合学習等での活用
- ・現場見学会や施設見学会での活用
- ・出前講座での活用

特に、内水浸水想定区域内の住民に対しては、想定される浸水深に応じて求められる自助（水防活動や避難等）について十分説明を行い、理解を得ておくことが重要である。

また、内水ハザードマップに示される浸水想定区域図で、自分の家がほとんど浸水しない場合や、逆に浸水深が非常に大きくなる場合には、当該住民の意識が薄れることがあるため、説明に当たっては、水害の当事者としての意識の醸成を図る必要がある。なお時間の経過とともに、住民の意識が希薄にならないよう、広報等を通じて一定期間ごとに継続的に説明の機会を設けることが望ましい。



図4-4 市町村職員説明会の事例
(出典：山形市洪水避難地図概要書)



図4-5 いきいきサロンでの高齢者対象説明会事例
(出典：山形市洪水避難地図概要書)

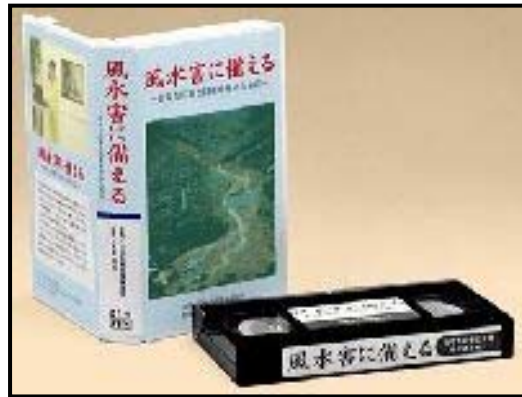


図4-6 水害に関するビデオ (出典：(社)日本損害保険協会)

※ビデオは(社)日本損害保険協会において貸出しのみの取扱い。

ステップ ④

**次にわが家の
避難地図を作ろう!**

安全に避難場所まで行けるように、わが家の避難地図をつくりましょう。家から避難場所までの危険な場所や目印などを記入して、一番安全な経路を確かめましょう。

家族みんなで
作ってね!



チェック項目 (コピーしてください)

これらを地図にチェックしてみよう!

1. あなたの家はどこですか? 赤い丸印をつけてみましょう。.....
2. あなたの家のあたりは、どのくらいの水の深さになりますか?()色()から()m
3. あなたはどこへ避難(ひなん)することになっていますか?()
4. あなたの家から避難(ひなん)場所までの距離(きょり)はどのくらい離れていますか? 約()m
5. あなたの家から避難(ひなん)場所までの道路を赤い線で記入してください。
 - ・赤い線にそって道路のそばに川がありませんか? 思い出してみましょう。.....
 - ・川の岸にガードレールはありますか?
 - ・赤い線にそって水はどのくらいの深さになりますか?約()m
 - ・赤い線の近くにマンホールや道路の端(はし)のみぞはありますか?.....
 - ・赤い線の近くに看板(かんばん)や信号機などの目印になるものはありますか?.....
 - ・赤い線にそって土砂(つちさ)が崩れ(くずれ)おこすおそれがある場所がありますか?.....
 - ・赤い線であらわした避難(ひなん)経路は安全に逃れ(にげ)そうですか?.....
 - ・別の避難(ひなん)経路はありますか?

保護者・学校の先生方へ
 山形市洪水避難地図
 (1:15,000地図)から学区の
 部分を1.5倍に拡大コピーし
 て配ってください。

(注) 洪水想定区域外の人も予想外の洪水に備えて近くの避難場所を確認しておきましょう。

例) 洪水避難地図の1.5倍拡大コピー

ポイント1 たゞえ街道でも、川を越えたり川に近づかないでください。

ポイント2 その他避難のさまたげになりそうな障害物はとどろき寄せよう。

ポイント3 もう一度ステップ3にもどり、モレがないかチェックしてください。何度も確認して完成しましょう。

避難場所や避難経路を定期的(ていじく)に確認(確認)しましょう。
 工事などで避難経路が通れなくなっている場合があります。家族で防災会議を開いてみることも大切です。

図4-7 総合学習用教材 (出典：山形市洪水避難地図)

(2) 内水ハザードマップの浸水シナリオとリアルタイム情報提供の促進

内水ハザードマップで取り扱う浸水シナリオは、「1.3 適用範囲」【解説】に示すとおりであるが、実際の浸水現象は、時間の経過とともに、河川の破堤や溢水による氾濫により発生した浸水被害に移行する場合もあり、複雑に変化することに留意する必要がある。

また、降雨情報や幹線水位情報、浸水に関する情報をリアルタイムに住民に提供することによって、住民に求めるべき自助対策を的確に指導することが重要である。なお、内水による浸水被害は比較的短時間で発生することも多いため、行政と住民との双方向情報交換によって、適切な情報の収集、提供を促進するとともに、住民自身で自助活動の判断が必要となる場合もあることに留意しておく必要がある。

なお、住民等へのリアルタイム情報提供に関し、インターネットや携帯端末等は有効なツールであるものの、高齢者等の利活用にも配慮し、従来のアナログ的な情報提供方法も合わせて活用することが必要である。

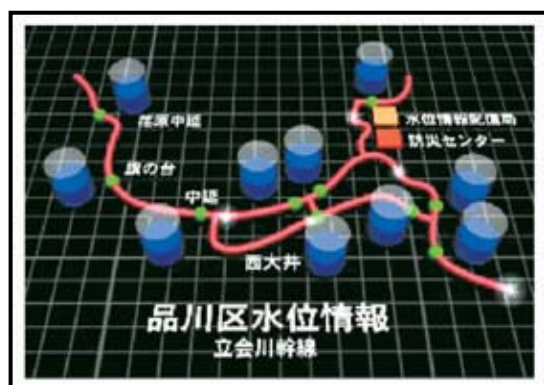
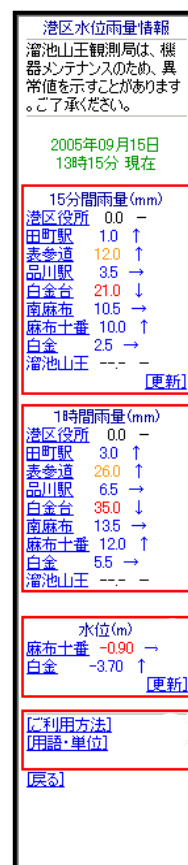


図4-8 下水道水位情報システム
(出典：東京都下水道局ホームページ)



ホームページアドレス：http://navi.city.minato.tokyo.jp/suii_uryo/

図4-9 携帯電話版：水位・雨量情報（出典：港区ホームページ）

(3) 他のハザードマップの公表

内水ハザードマップの公表に当たっては、洪水ハザードマップや津波・高潮ハザードマップ等が既に公表、あるいは今後、公表が予定されている場合には、内水ハザードマップで扱う浸水シナリオと他のハザードマップで扱う浸水シナリオの相違点を住民に十分理解され、かつ、適正に活用されるよう留意する必要がある。例えば、河川からの破堤や溢水の発生条件となる対象降雨としては、水防法第14条の規定に基づく浸水想定区域では、「当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨」であること等をわかりやすく説明する必要がある。

また、内水ハザードマップの公表に当たっては、その他のハザードマップで扱う浸水シナリオとの相違点や地域ごとの浸水シナリオに関する特徴、浸水シナリオの移行に合わせた各ハザードマップの活用方法等について関係部局と連携を図りながら整理し、住民に適正に活用されるよう努める必要がある。

特に、洪水ハザードマップが今後作成又は更新が予定されている場合には、以下に示す大阪市の事例のように、防災部局、河川部局等と連携を図り、水防法第14条に基づく浸水想定区域図と内水浸水想定区域図を併記し、避難に関する情報等と合わせて1つのハザードマップとして一体的に作成及び公表することが望ましい。

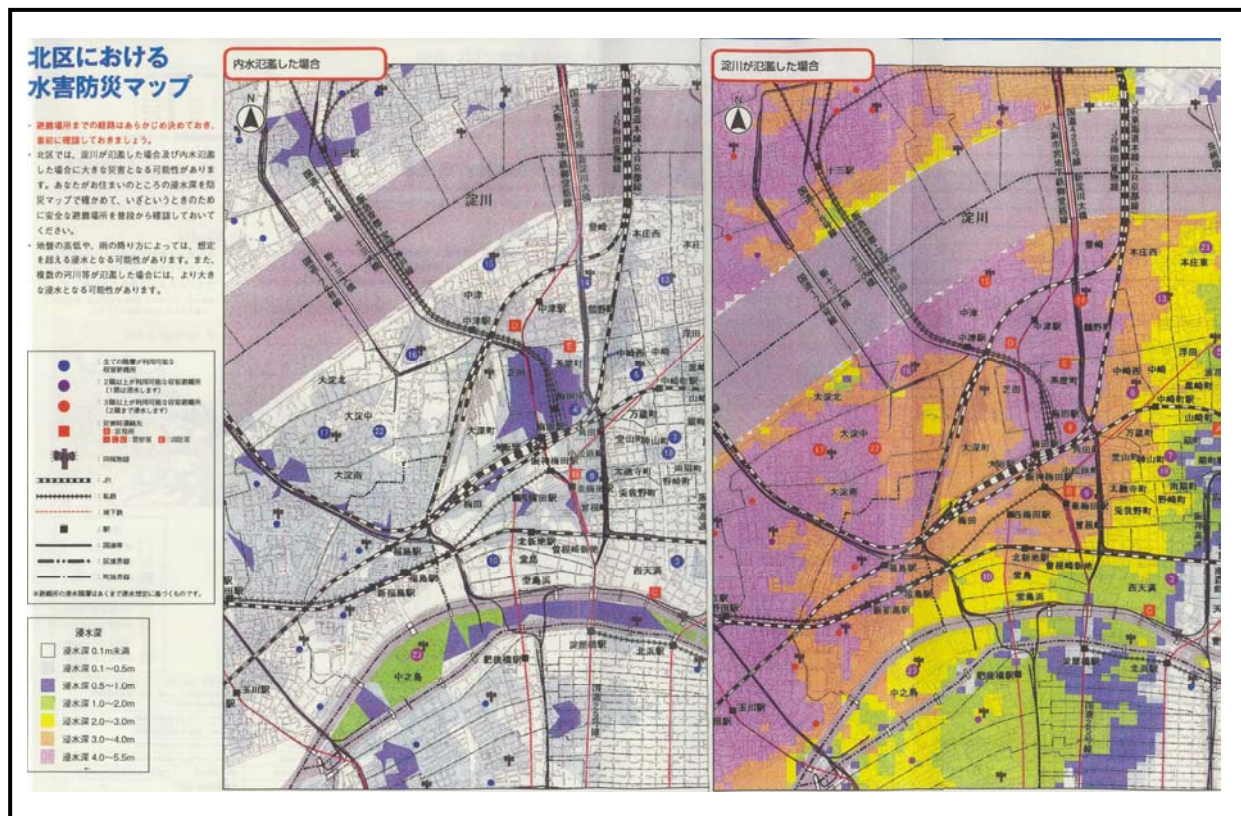


図4-10 内水と破堤、溢水による氾濫の両方の浸水想定区域を表示した事例
(出典：大阪市—津波・水害から命を守るために—防災マップ)

第5章 記載内容の更新

5.1 記載内容の更新

5.1 記載内容の更新

内水ハザードマップは、内水浸水想定区域の変更やその他記載内容の変更状況等を考慮して、適切に見直しを行うものとする。

【解 説】

内水ハザードマップは、内水浸水想定区域の変更等（「2.1 基本事項（3）」参照）、浸水情報の基礎資料が修正された場合や、避難場所の新設・変更等市町村地域防災計画が修正された場合、あるいは、これらの内容に変更が無くても、住民への周知や実際の浸水時での活用の段階で改善する必要が生じた場合など、適宜見直しを行い、記載内容を更新する必要がある。そのため、更新の必要性の有無、更新の要因となる事柄の発生の有無について定期的に確認する必要がある。

また、更新に当たっては、洪水ハザードマップ等の他のハザードマップの作成及び更新の予定等を勘案し、関係部局と連携を図りながら、それぞれのハザードマップを一体的に作成及び公表を行うなど、住民にとって、より理解・活用されるよう、公表方法や更新時期について柔軟な対応を行うことが望ましい。

なお、更新を行った場合には、改めて住民への周知を図る必要がある。内水ハザードマップは、作成時点の下水道整備状況における内水浸水想定区域を表示するものであるが、更新の際の住民への周知に当たっては、既存の内水ハザードマップ作成時点からの下水道整備進捗に伴う事業効果（内水浸水想定区域の減少、浸水深の減少、浸水時間の短縮等）の説明や将来計画に基づく事業効果の説明を加えることも効果的である。

内水ハザードマップ作成に参考となる図書等

〔内水ハザードマップ作成に参考となる図書等〕

内水浸水想定区域図について
■流出解析モデル利活用マニュアル、2006年3月、(財)下水道新技術推進機構
■都市域氾濫解析モデル活用ガイドライン(案)ー都市浸水ー、平成16年11月、国土技術政策総合研究所水害研究室
■氾濫シミュレーション・マニュアル(案)、平成8年2月、建設省土木研究所 http://www.nilim.go.jp/lab/rcg/newhp/shiryoutiran/96.html
■浸水想定区域図作成マニュアル、平成17年6月、国土交通省河川局治水課 http://www.mlit.go.jp/river/index.html
■解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン、平成17年3月、(財)国土技術研究センター http://www.jice.or.jp/shinsuihigai/
内水ハザードマップについて
■洪水ハザードマップ作成の手引き、平成17年6月、国土交通省河川局治水課 http://www.mlit.go.jp/river/saigai/tisiki/hazardmap/index.html
■津波・高潮ハザードマップマニュアル、平成17年6月、内閣府政策統括官(防災担当)他 http://www.mlit.go.jp/kowan/index.html
■都市における浸水対策の新たな展開、平成17年7月、下水道政策研究会浸水対策小委員会 http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/04/040722_.html
避難について
■集中豪雨時等における情報伝達および高齢者等の避難支援に関する検討報告、平成17年3月、内閣府政策統括官(防災担当) http://www.bousai.go.jp/chubou/12/
■避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン、平成17年3月、集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会 http://www.bousai.go.jp/
■災害時要援護者の避難支援ガイドライン、平成17年3月、集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会 http://www.bousai.go.jp/
地下空間について
■地下空間における浸水対策ガイドライン、地下空間における浸水対策検討委員会 http://www.mlit.go.jp/river/saigai/tisiki/chika/index.html
■地下街等浸水時避難計画策定の手引き(案)、平成16年5月、(財)日本建築防災協会 http://www.mlit.go.jp/river/saigai/tisiki/sinsui_tebiki/index.html